

ながらこの基本計画ではまだそこまでは行つておません。

したがつて、私が指摘したいのは、水域あるいは地域あるいは漁法、魚種、こういう事などを、具体的にそういう将来像を定めるべきだというふうに思いますけれども、いかがでしようか。

○政府参考人(木下寛之君) 本年三月に策定をいたしました水産基本計画でございますけれども、この中で、水産物の自給率の目標とともに、遠洋、沖合、沿岸といった漁業種類ごとに将来の漁業生産量の目標あるいは取り組むべき課題を示したところでございます。また同時に、沿岸漁業の構造展望も公表いたしました。沿岸漁業全体につきまして、将来見込まれる経営体の数など、あるいは就業者数を示したところでございます。このように将来の生産量の目標あるいは漁業経営体の数ということを示したわけでございますけれども、今後の漁業経営にとって指針となるなど、関係者にとって重要な意味を持つものというふうに考えております。

今、先生御指摘のとおり、個々の具体的な地域あるいは魚種ごとに示すべきでないかという点でございます。

私も、今回、水産基本計画によりまして、我が国水産全体としての施策の目標なり方向が示されました。

水産庁といいたしましては、こういうよう

うな基本計画の方向を周知徹底を図りたいとい

うふうに思つております。したがいまして、水産

協レベルといった地域ごとに、より具体的な漁業

の将来像について議論をしてまいりたいとい

うふうに思つておりますし、そのような議論を踏まえ

て更に具体的な施策につきまして検討を進めてい

きたいというふうに考えております。

○谷林正昭君 是非具体的に、より現場で頑張つ

ておいでになる人々の話を聞きながらやつてお

いました。

私は、このような事態に対しまして、魚価の

安定を図ることは極めて重要な課題であるという

ふうに思つておりますし、漁業経営の維持安定を

図る意味でも重要だというふうに思つております。

だきたい、作つていただきたい、こういうふうに思ひます。

そこで、この計画によりますと、持続的生産目標というものが出来ております。そこで、一番、この持続的生産目標あるいは再生産可能な漁業ということになつてまいります。そこで、一番、この持続的生産目標あるいは再生産可能な漁業ということになつてまいりますと、魚の値段が正に再生産となりうるところに伝わつていかなければならぬといふふうに思います。

そういう意味で、私も、県漁連の皆さんやある人は直接漁業に携わっている皆さん、そういう人たちのお話を聞いてきました。そうしたら、いいわゆる私の言いたいのは、再生産可能な値段を挙げますと、イカの値段が安過ぎる、イカが物すごく、一年で成長しますから捕れる、資源はたくさんある、しかし捕つてきて燃料代にもならないような、そういう思いをしながらも、しかし、イカを捕りに行つている。

そういうものを、しっかりと私管理するという意味ではなくて、市場に任せただけという意味ではないのかというふうに私は思いました。農水省としてその対策あれば、聞かせていただきたいと思います。

○政府参考人(木下寛之君) 最近におきますイカの水揚げの状況でございます。平成十年の三十九万トンを底にいたしまして、十一年が五十万トン、それから十二年が六十二万トンというふうに大幅に増大をしてきている状況にございます。

このような状況を受けまして、委員御指摘のとおり、イカの価格は低落傾向にあるということでござります。

その中で、市町村レベルあるいは漁

協レベルといった地域ごとに、より具体的な漁業

の将来像について議論をしてまいりたいとい

うふうに思つておりますし、そのような議論を

踏まえて、更に具体的な施策につきまして検討を進めてい

きたいというふうに考えております。

○谷林正昭君 長官、今いろいろおっしゃいま

す。農水省としてその対策あれば、聞かせていた

だきたいと思います。

○谷林正昭君 長官、今いろいろおっしゃいま

す。農水省としてその対策あれば、聞かせていた

</

ら、私たちも、漁業就労者確保育成センター事業というのを実施をいたしておりまして、漁業就労者の求人なり求職情報の収集・提供、また新規就労者の受入れ体制の整備、また資質向上のための研修等の事業を実施をしてきているところでござります。

今、先生御指摘の住宅の手当の問題でございます。私ども、他の地域から新規就労しようとする意欲のある皆さん方にとつて大きな課題であるというふうに考えております。もとより水産庁だけではなくなかなか困難な面がござりますけれども、このような新規就労対策に政府全体で取り組むという観点から、関係各省にも協力をお願いしていきたいというふうに考えておりますし、私ども水産庁の施策の中でも、例えば漁業近代化資金におきまして雇用労働者に提供するいろいろな施策と相ましまして、新規就労対策につきましてできるだけ拡充強化をしていきたいというふうに考えております。

○谷林正昭君 いろいろな施策あるわけあります

すけれども、最終的には、話を聞きますと、漁協

が全面的に保証人になつたりバッカアップしたり、そういうことをしないとなかなか面倒見切れ

ない。ところが、漁協はそこまで本当にやれるの

かということになつてくると、私に、谷林さん、

国会で質問してくださいよというような話になる

んですね。そういうことを是非分かつていただきたいなどいうふうに思います。

時間の都合もありますので、与えられた時間、三十数分でございますので、次に行きたいと思いま

ますけれども、県漁連の専務さんが私に、いや谷

林さん、最近こういう歌がはやっていますよ。

「おさかな天国」という歌です。ここに「好きだ

とイワシでサヨリちゃんタイしたもんだよスズ

ギくん イカした君たちみならつて」、「スズキく

ん」というのはこういう農水省にまで影響あつた

のかなというふうに思いますが、そういう意味ではないと思います、これは歌詞でありますので。

そこで専務さんがおっしゃったのは、昔は子供たちはみんな尾頭付きで、アジであろうとイワシであろうと、全部姿を見て、そしてそれを親から

はしの使い方を習つて、そして骨を取つてしまつて頭のところまで残さず食べると言われ

た、こういうことがあります。専務さんがおつ

しゃつていたのは、今はみんな切り身になつてしまつて、昔は漁連でも丸買い運動というものをやつて、そしてそれをさばき方から含めて子供

のころから勉強した、教育をした、しつけをした

話をやつたものだが、今はどうなつたものかなと

いうふうなことをおつしやつていました。

そこで私は提案したいわけでありますけれども、せつからく今こいう「おさかな天国」という歌がはやっていますし、子供たちもいわゆる魚に興味を示しております。この興味を示しているそのときには、例えば学校給食で頭としつぽの付いたアジの焼いたのを出すとか、煮たのを出すとか、そういうことをやつたときに、スープではこれ食べません、やっぱりはしを使って食べるとか

いうようなことを含めて、私は機会をとらえて機

敏にやるべきだというふうに思います。

これは農水省だけではありません。文部省、今

日呼んでいませんから余りいい加減なことは言えませんけれども、そういうようなことを例えればやつた場合、そして、この「おさかな天国」の歌

詞の中に、魚を食べれば頭が良くなる、魚を食べれば体が強くなる、こういうところもあります。

それは、切り身だけ食べていたらそういうことにはなりません。やっぱり頭からしつぽまで、ある

いは内臓までもしつかり込んだものを食べることによって頭が良くなる、体が強くなるというよう

なことにつながるというふうに思います。

そこで、大臣にお尋ねしますが、この魚の食べ

方教育、あるいは啓蒙活動、こういうものも農水

省の大きな役割だというふうに思いますので、御

所見があれば聞かせていただきたいと思います。

○國務大臣(武部勤君) 「おさかな天国」はもう

高とか私どものオホーツク海だと、これは、な

ぜ馬が、馬産振興にそういうところがいいかとい

うと、やはりミネラルをえさの草に含んでいるも

う、そして元気で健康な日本人を育成していくと

いうふうに、かように考えておりまして、御指摘

の魚の食べ方に關する教育活動も含めまして、な

かなか学校給食ではどうかなというの、やっぱ

り父兄の皆様方の協力もいただかなぎやなりませ

んね。私の孫なんかはちゃんとはしで上手にお魚を食

べる機会というのはなかなかないんだろうと思う

んです。ちょっと移動してもらうことによつて、

情報インフラも整備されましたから、私は、漁

港、漁場、漁村というものを一體的に今後整備し

ていくということ等の施策を具具体化してまいりま

して、今、先生お話しのことは私の夢や希望と全

く一致しておりますので、そういう努力を是非さ

せていただきたいと、このように思つております。

○谷林正昭君 是非子供のころから魚を食べる

ことは重要なことだと。

私は、この食育だとカリスクコミュニケーション

といふものをみんなで考える、その努力を通じ

て、私は日本再生にまでつながつていくんじやな

いか、あるいは日本文化を見直すという意味と

か、人と自然の共生、循環型社会といふものを大

きくとらえる、そういうきっかけになるんだろう

と、こう思つておりますので、そういう意味では、

消費者の食の安全性といふことと同時に、食を考

える国民会議とか食の安全運動国民会議とかい

うものを発足させる、今、考えでございます。

そういうことを通じて、教育の重要性、とり

わけお魚とか海とか、都市と漁村の共生・対流と

いう私の理想に向けて、しっかりと農林水産省の中

でも、水産庁を通じても政策を具現化していき

たいと、このように考えている次第でございま

す。

魚や水産業に対する理解の醸成、啓発を図るこ

とが、我が国の魚食文化の主たる担い手となる若

い人々に対しましても大きな夢や希望を与えてい

く、そして元気で健康な日本人を育成していくと

いうふうに、かように考えておりまして、御指摘

の魚の食べ方に關する教育活動も含めまして、な

かなか学校給食ではどうかなというの、やっぱ

り父兄の皆様方の協力もいただかなぎやなりませ

んね。私の孫なんかはちゃんとはしで上手にお魚を食

べる機会というのはなかなかないんだろうと思う

んです。ちょっと移動してもらうことによつて、

情報インフラも整備されましたから、私は、漁

港、漁場、漁村というものを一體的に今後整備し

ていくということ等の施策を具具体化してまいりま

して、今、先生お話しのことは私の夢や希望と全

く一致しておりますので、そういう努力を是非さ

せていただきたいと、このように思つております。

○谷林正昭君 是非子供のころから魚を食べる

ことは重要なことだと。

私は、この食育だとカリスクコミュニケーション

といふものをみんなで考える、その努力を通じ

て、私は日本再生にまでつながつていくんじやな

いか、あるいは日本文化を見直すという意味と

か、人と自然の共生、循環型社会といふものを大

きくとらえる、そういうきっかけになるんだろう

と、こう思つておりますので、そういう意味では、

消費者の食の安全性といふことと同時に、食を考

える国民会議とか食の安全運動国民会議とかい

うものを発足させる、今、考えでございます。

そういうことを通じて、教育の重要性、とり

わけお魚とか海とか、都市と漁村の共生・対流と

いう私の理想に向けて、しっかりと農林水産省の中

でも、水産庁を通じても政策を具現化していき

たいと、このように考えている次第でございま

す。

魚や水産業に対する理解の醸成、啓発を図るこ

とが、我が国の魚食文化の主たる担い手となる若

い人々に対しましても大きな夢や希望を与えてい

く、そして元気で健康な日本人を育成していくと

いうふうに、かように考えておりまして、御指摘

の魚の食べ方に關する教育活動も含めまして、な

かなか学校給食ではどうかなというの、やっぱ

り父兄の皆様方の協力もいただかなぎやなりませ

んね。私の孫なんかはちゃんとはしで上手にお魚を食

べる機会というのはなかなかないんだろうと思う

んです。ちょっと移動してもらうことによつて、

情報インフラも整備されましたから、私は、漁

港、漁場、漁村というものを一體的に今後整備し

ていくということ等の施策を具具体化してまいりま

して、今、先生お話しのことは私の夢や希望と全

く一致しておりますので、そういう努力を是非さ

せていただきたいと、このように思つております。

○谷林正昭君 是非子供のころから魚を食べる

ことは重要なことだと。

私は、この食育だとカリスクコミュニケーショ

ンといふものをみんなで考える、その努力を通じ

て、私は日本再生にまでつながつていくんじやな

いか、あるいは日本文化を見直すという意味と

か、人と自然の共生、循環型社会といふものを大

きくとらえる、そういうきっかけになるんだろう

と、こう思つておりますので、そういう意味では、

消費者の食の安全性といふことと同時に、食を考

える国民会議とか食の安全運動国民会議とかい

うものを発足させる、今、考えでございます。

そういうことを通じて、教育の重要性、とり

わけお魚とか海とか、都市と漁村の共生・対流と

いう私の理想に向けて、しっかりと農林水産省の中

でも、水産庁を通じても政策を具現化していき

たいと、このように考えている次第でございま

す。

魚や水産業に対する理解の醸成、啓発を図るこ

とが、我が国の魚食文化の主たる担い手となる若

い人々に対しましても大きな夢や希望を与えてい

く、そして元気で健康な日本人を育成していくと

いうふうに、かのように考えておりまして、御指摘

の魚の食べ方に關する教育活動も含めまして、な

かなか学校給食ではどうかなというの、やっぱ

り父兄の皆様方の協力もいただかなぎやなりませ

んね。私の孫なんかはちゃんとはしで上手にお魚を食

べる機会というのはなかなかないんだろうと思う

んです。ちょっと移動してもらうことによつて、

情報インフラも整備されましたから、私は、漁

港、漁場、漁村というものを一體的に今後整備し

ていくということ等の施策を具具体化してまいりま

して、今、先生お話しのことは私の夢や希望と全

く一致しておりますので、そういう努力を是非さ

せていただきたいと、このように思つております。

○谷林正昭君 是非子供のころから魚を食べる

ことは重要なことだと。

私は、この食育だとカリスクコミュニケーショ

ンといふものをみんなで考える、その努力を通じ

て、私は日本再生にまでつながつていくんじやな

いか、あるいは日本文化を見直すという意味と

か、人と自然の共生、循環型社会といふものを大

きくとらえる、そういうきっかけになるんだろう

と、こう思つておりますので、そういう意味では、

消費者の食の安全性といふことと同時に、食を考

える国民会議とか食の安全運動国民会議とかい

うものを発足させる、今、考えでございます。

そういうことを通じて、教育の重要性、とり

わけお魚とか海とか、都市と漁村の共生・対流と

いう私の理想に向けて、しっかりと農林水産省の中

でも、水産庁を通じても政策を具現化していき

たいと、このように考えている次第でございま

す。

魚や水産業に対する理解の醸成、啓発を図るこ

とが、我が国の魚食文化の主たる担い手となる若

い人々に対しましても大きな夢や希望を与えてい

く、そして元気で健康な日本人を育成していくと

いうふうに、かのように考えておりまして、御指摘

の魚の食べ方に關する教育活動も含めまして、な

かなか学校給食ではどうかなというの、やっぱ

り父兄の皆様方の協力もいただかなぎやなりませ

んね。私の孫なんかはちゃんとはしで上手にお魚を食

べる機会というのはなかなかないんだろうと思う

んです。ちょっと移動してもらうことによつて、

情報インフラも整備されましたから、私は、漁

港、漁場、漁村というものを一體的に今後整備し

ていくということ等の施策を具具体化してまいりま

して、今、先生お話しのことは私の夢や希望と全

く一致しておりますので、そういう努力を是非さ

せていただきたいと、このように思つております。

○谷林正昭君 是非子供のころから魚を食べる

ことは重要なことだと。

私は、この食育だとカリスクコミュニケーショ

ンといふものをみんなで考える、その努力を通じ

て、私は日本再生にまでつながつていくんじやな

いか、あるいは日本文化を見直すという意味と

か、人と自然の共生、循環型社会といふものを大

きくとらえる、そういうきっかけになるんだろう

と、こう思つておりますので、そういう意味では、消費者の食の安全性といふことと同時に、食を考

える国民会議とか食の安全運動国民会議とかい

うものを発足させる、今、考えでございます。

そういうことを通じて、教育の重要性、とり

わけお魚とか海とか、都市と漁村の共生・対流と

いう私の理想に向けて、しっかりと農林水産省の中

でも、水産庁を通じても政策を具現化していき

たいと、このように思つております。

○谷林正昭君 是非子供のころから魚を食べる

ことは重要なことだと。

私は、この食育だとカリスクコミュニケーショ

ンといふものをみんなで考える、その努力を通じ

て、私は日本再生にまでつながつていくんじやな

いか、あるいは日本文化を見直すという意味と

か、人と自然の共生、循環型社会といふものを大

きくとらえる、そういうきっかけになるんだろう

と、こう思つておりますので、そういう意味では、

消費者の食の安全性といふことと同時に、食を考

える国民会議とか食の安全運動国民会議とかい

うものを発足させる、今、考えでございます

人の話を聞いてみますと、簡単に言うと、漁師さんがその三分の一を負担して、そして休漁したときの補償だとか、いろんな網の目を大きくしたときの補償だとか、そういうようなものに充てるという話を聞きましたが、私の思いは、なぜそこで漁業に携わる人たちが金を出さなければならぬのか。

一応お金は農林漁業金融公庫から融資しますよということにはなっておりますけれども、考え方からいえば、これは国民のため、そして将来の漁業のため、そういうことを大前提に資源を管理する、守るというところに行くとすれば、私は、その負担を三分の一漁業者の皆さんに負担させるのはちょっとと酷ではないか、こういう思いを持ちながら質問をさせていただきますけれども、もう一遍、このシステムをしっかりと聞かせていただけないでどうか。

○政府参考人(木下寛之君) この具体的な仕組みでございますけれども、委員御指摘のとおり、資源回復計画に沿いまして行われる漁船減船あるいは休漁等の措置につきまして支援を行うという仕組みでございます。このような支援に際しまして、個々の資源回復の計画ごとに、国が三分の一、都道府県が三分の一、そして漁業者の三分の一で造成して資金を造るというふうにしているわけでございます。

この資金でございますけれども、漁業者が負担をいたします部分につきましては、私ども、将来の資源回復後の水揚げを償還財源といたしまして、農林漁業金融公庫からの貸付けが可能となるような方途を開いているところでございます。

次に、今回このように三分の一ずつの負担にしたわけでございますけれども、このようにした理由をいたしましては、水産資源の管理によります資源の回復、基本的には漁業を持続的に成り立たせるための前提でございます。その効果は漁業者にも還元されるということでございまして、本来、漁業者自らが取り組むものと考えているところでございます。したがいまして、今回は、そ

いう意味で、一漁協の範囲を超えて取り組むという点も加味いたしまして、国あるいは地方公共団体、そしてまた関係する漁業者が相まってこの事業を実施していくかたいというふうに考えていくところでございます。

○谷林正昭君 長官、ちょっとと、制度として提案をされておりますので、制度を今更いじるというのは難しいかも分かりませんけれども、よくその辺は現場に徹底をしないと協力してもらえない、あるいは理解してもらえない、そういうふうに私は思います。したがって、この制度を動かすとやはり現場の人たちによくお互いの詰合いをしつかりして進めていくいただきたいと、そういうふうに思います。

時間の都合もありますので、三つまとめて聞かせていただきます。遊漁船の関係です。

一つは、遊漁船のこの法整備に当たって、私は、これからますます、遊漁船というのはもつともっと増えて、先ほど大臣がおっしゃいましたように、都会の方から魚釣りに来る、そして丸ごと魚を焼いて食べる、あるいは刺身で、お父さんがさばいてお母さんが食べる、ちょっとと反対かなそういうようなことも含めて、遊漁船業というのは非常に大切な事業になってくると思いますし、私の言いたいのは、そのときに、一つは、野放しがちや駄目だ、やっぱり各県あるいは地域できっちりした団体化、ネットワークをしつかり作つて、そして行政の考え方方がスムーズに伝わるように、また安全性の管理もしつかりできるようになります。一方では、そういう遊漁に当たる事業者の皆さんのお要望を受け止められるような、そういうふうな登録になります。保険の加入は一年ごとに登録が五年こと、保険は一年こと、ギャップの四

年間を全事業者に保険加入できるような担保を、何かを取るべきだというふうに私は思いますので、これをお尋ねいたします。

それからもう一つ、これは先々から言われていることがありますけれども、先般の質問にも出たと思いますけれども、多くの方々が魚を、船に乗って魚を釣りに来るということになれば、そこに、地域においてなる漁業者の皆さんのが養殖をして放流をして、そして漁業としてなりわいをとすることの多いの方と、ここにはたくさん魚がいるな、さあどうぞここで、魚群探知器で見たら魚が一杯おりますからさおを下ろしてください。こういったときに、なかなかその辺の兼ね合いか難しい事態になつてくるんではないか。

そういう意味では、遊漁料というのはちよつと、お金を取ればいいというものではないと思いますけれども、私は何らかの形で、漁業者の皆さんと遊漁を楽しむ皆さんとのコミュニケーションを図るという意味で、何らかの形でそういう遊漁料みたいなものも検討するべきではないかというふうに私は思います。その辺りを聞かせていただきたいと思います。

この三つ続けて、残り時間九分しかありませんから、簡単に答弁をお願いいたします。

○政府参考人(木下寛之君) まず、第一点の団体化の問題でございます。私ども、委員御指摘のとおり、今後の法改正ができるだけ効果的に実施をしていくためには、団体化の促進が必要だというふうに思つております。そういう意味で、今後とも団体への加入の促進につきまして一層の努力を払つていきたいとふうに考えております。

第二点目の、登録の問題と損害賠償保険の継続の確認でございます。私ども、登録が五年あるいは保険契約が通常一年でございますので、この点の手当につきましては、都道府県知事に対しまして、二年目以降の保険契約の状況につきまして報告を求めるよう、都道府県に対しまして施行通知においてその旨を明記したいというふうに考えております。

それから、第三点までございます。私ども、昨年秋、実施をいたしました調査によりますと、放流の費用負担の問題でござります、遊漁者の約六割程度が負担はやむを得ないというふうに賛成している皆さんが多い反面、なかなか負担には難しいという御意見の方もいらっしゃいます。私も、今後とも栽培漁業を継続、発展していく観点からしますと、国民全体の利益につながる観点からも、幅広い費用負担の在り方に考えております。

当面は、神奈川県で導入しておりますような放流費用協力金の方法等も参考にしながら実施をしていきたいというふうに考えております。

○谷林正昭君 保険の加入の関係で、通知で報告を求めるようになると、こういう話がございまして。これは、自治事務が県知事だからといって、通知だけで済ますというのは私はいかがなものかと思いますけれども、だれれども、そういう役割分担、事務分担というものがあるうかと思いますが、これは報告を求めるということで通知をしますが、これはしばらくの間は私は点検するべきだというふうに思いますので、点検を農水省の責任で、また水産庁の責任では非やついただきたいというふうに思っています。

次に移ります。

災害補償の法律の中で、新しく、ワクチンを使つて元気な魚を育てられるのだから掛金を少なくていいんじやないかという、そういう提案がありましたし、前回、小川同僚議員もこの点について質問をしたというふうに思つております。

いま一つ心配になつてくるのは、このワクチンを使うということは、一年魚が二年魚の、あるいは幼魚のときにワクチンを体に染み込ませるわけありますから、じゃ本当に、風邪を引かない魚というのがいるのかどうか分かりませんが、そういう病気にならない魚を作るときにも、多量なワクチンを使い過ぎるとということになつてきますと、先ほど大臣も心配されたように、安全な魚、あるいは海が汚れる、そういうようなところにつな

がつたら私は大変だと思いますし、一方、養殖をする方にはすれば、少しでも病気にならない魚を作ることになりますが、多量なワクチンを使いたくなるというふうに思いますが、そこ

辺が非常に難しいというふうに思いますが、こちらへ、薬事法に基づいて大臣認可でやるということは聞いておりますけれども、この多使用を防ぐこと止するという観点で対策をお聞かせいただきたい

と思います。

○政府参考人(木下寛之君) 委員御指摘のとおり、適正な飼育管理によりまして魚病の発生を予防し、抗生物質などの水産用医薬品の使用の抑制を図ることは重要な課題というふうに私も考えております。

このような観点から、私ども、十一年七月に制定されました持続的養殖生産確保法という法律に基づきまして、漁場改善計画の策定なり、魚類防疫による水産医薬品の適正使用の指導、あるいは適正基準の徹底というふうに図っているところでございます。このような観点から、養殖漁場の環境の向上に努め、できるだけ、先ほど申し上げたような水産医薬品の使用が抑えられるような形での養殖を推進していきたいというふうに考えております。

○谷林正昭君 是非、魚の安全というものは、後ほどまた小川議員もやるというふうに聞いておりますので、安全と海洋汚染、これをやっぱりしっかりと監視する。

それから、もう一つ大切なことは、基準はあるというふうに聞いておりますけれども、例えば百平方メートルのところに何匹の魚を養殖するのが適切かという問題がござります。これは恐らく多くの方々は、そこにそれよりも三倍も四倍も入れて育てるというようなことが万が一にもあったら、そして、えさだけはたくさんやるというようないいよなことになれば余り良くない話じゃないかな、そういうふうに思います。

時間がありませんので、最後、二つまとめて一

つにして質問をいたします。

一つは、県漁連の方々のお話を聞きましたら、やはり、谷林さん、これから資源管理は現地でしっかりとやります、自分たちの目の前の海は自分たちで頑張ります、こうおっしゃってくださいました。しかし、そこにはやっぱり国の支援も必要です、こういうふうにおっしゃられました。

まず、資源管理の国支援についてお尋ねいたしましたと同時に、今度は、資源回復は現地の漁連ではできません。資源回復はやっぱり国の力で、研究調査、これをしっかりとやっていただき、少しでもいい、早くアドバイスをいただきたい。そして、それに基づく、我々はどれだけでも協力をします。しかし、そこには調査と研究がしっかりと

あります。そこにはもつとも私は予算と人材を投入して、この資源回復、調査というものをしっかりとやらせるべきだ、目標を持って、そして、特殊法人じゃない、独立行政法人、これが

あります。そこにはもつとも私は予算と人材を投入して、この資源回復、調査というものをしっかりとやらせるべきだ、目標を持って、そして、最後にお尋ねして、質問を終わらせていただきま

す。

○谷林正昭君 引き続いで質問させていただきます。

○小川勝也君 ありがとうございます。

○小川勝也君 引き続いで質問させていただきます。

今日は、参考資料を配らせていただいて、魚、水産物とダイオキシンの関係を質問させていただきますが、まず、先週から、先週といたい

うか前回からも引き続いで法案について質問させていただいておりますが、冒頭、水産庁長官に私の思いを込めて答弁をさせていただきたいと思います。

○政府参考人(木下寛之君) 水産資源の管理を進めるに際しましては、やはり漁業者の理解と納得が不可欠でございます。そういう意味で、そのための前提といたしまして、科学的な調査、知見に基づいて実施をすることが重要でございます。

私ども、独立行政法人水産総合研究センターがこれまで最大限の努力を払つていていますけれども、これらの調査研究の積極的な拡充強化につきまして最大限の努力を払つていてございます。

また、具体的な資源の積極的な培養あるいは漁場環境の保全等につきましては、これまで水産

基盤整備事業等々の中でも実施をしているわけですが、いわゆる漁協の中で幹部と言われる役員を

有効に活用しながら対応していきたいというふうに考えております。

○谷林正昭君 いろいろ早口で質問させていただきたいと思いますが、私の思いは、とにかく現場でこれからは漁業で頑張りたい、そして頑張つていこう、そういう人た

ちの思いを是非、国民の皆さんがそれをいしくして、質問を終わらせていただきます。

○小川勝也君 ありがとうございます。

○小川勝也君 ありがとうございます。

たときに、かつおぶしの一貫工場を見させていたしました。そこは何がすばらしいかというと、いわゆるゼロエミッションということであります。魚というのは、先ほども委員から話がありましたが、頭の脂はこれはDHAといつて非常にいいものであるし、いわゆる魚かすというのは土壤改良剤に非常にいいわけであります。

そういったことを全国でやりたいという人たちがいればこれは支援をしていただきたいというふうに思うし、いわゆる古い制度の中、漁協の若い人たちが、おれたちがこういうことをやりたい、例えば付加価値を取るために水産加工を自分たちがやるんだといったり、あるいは残念な例で言うと前浜に魚が来なくなつたので業種転換をしなきゃいけない、そういう意欲のある人たちに制度融資が受けられるようにしていただきたい、この要望を申し上げたいわけであります。

そしてもう一点、先ほどの焼津の工場に行つて伺いましたら、融資を受けたのは中小企業金融公庫だということであります。せっかく農林漁業融公庫があるのに、何でそういうところには行かないんだろうかと。これを含めて長官から御答弁をいただきたいと思います。

○政府参考人(木下寛之君) まず、養殖業の問題でございますけれども、私も養殖業につきま

して、例えば過剰な餌料投与の問題で養殖漁場の悪化をしている、あるいは魚病の発生なり養殖漁場の悪化が進行しているというような問題意識を持つております。そういう意味で、私ども、できるだけ適正な飼育管理はまず原則でございます。

それでもう一点、養殖漁業も大分疲弊しているという、そんな情報を伺つています。いわゆる生けすの底にヘドロがたまる、あるいは漁業由来でない重金属が底質にある、あるいは例えば漁業の世界でいうと、ちょっと世代間の対立があつ

止をする、あるいは抗生物質などの水産医薬品の使用を抑制するというのが基本であろうというふうに考えております。

このような観点から漁場改善計画の策定を進めております。現段階で全国で百三十六というところでございますけれども、養殖漁場の皆さん方が、従来のような単に生けにたくさん魚を養殖するという観点からは相当程度意識の転換が図られつつあるなというふうに考えておりますし、私どもも、食の安全という観点から、養殖水産物につきましてもトレーサビリティーにつきまして、その導人について検討したいというふうに考えております。

また、意欲のある漁業者の皆さん方がいろいろな工夫する際に、私ども、今回の法律改正に基づきまして、経営改善計画の認定を受けました皆さん方につきましていろいろな融資の道を開いていきたいというふうに考えているところでござります。

○小川勝也君 それでは、お配りをしました資料を基に質疑を進めていきたいと思います。

これは非常にナーバスなテーマでありまして、質問に取り上げるというのは非常に勇気が要ることであります。食の安全というのが大変大きなテーマになったこと、そして武部農林水産大臣が消費者の方にしっかりと軸足を向けていくんだというその決意の表明がありました。ですから、大変気が重いんですけれども、このテーマを取り上げさせていただきました。

これは、週刊金曜日という週刊誌から取った資料であります。水産庁が独自に魚介類中のダイオキシン類の実態調査をしたということでありまことにつきまして調査を実施をしているところでござります。

どういう目的でこの調査をされましたか。

○政府参考人(木下寛之君) 私ども、平成十一年度から本年度、十四年度に掛けまして、我が国民が平均的に取っている魚類につきまして、どの程度のダイオキシンが含有されているかということにつきまして調査を実施をしているところでござります。

○小川勝也君 この週刊誌も指摘をしていたのは、例えば一九

ございます。現在、十一年度から実施しているのにつきまして、それぞれについて結果が出ているというふうに考えております。

○小川勝也君 様々な数字が出ておりますけれども、この数字に対してもう一つの評価をしておられますか。

○政府参考人(木下寛之君) 現在、研究途上でござりますけれども、四百検体を実施するという途上でございます。中にはかなりダイオキシンの含

有率が高いような水産物もございますけれども、その水産物につきましてなかなか一定の傾向は出

ていないと。地域によりまして、あるいは魚によ

りましていろいろな結果が出ているなというふうに考えております。

したがいまして、私ども、十一年度で今回の四百検体の調査が終了するわけでござりますけれども、更に今後十一年度から十一年度に掛けて調

査をした結果を踏まえまして、どのようなメカニズムでこのような蓄積が行われるのか等々含めま

して、更に調査を深めていきたいというふうに考

えております。

○小川勝也君 私なんかは、これ、単純に数字を見ると、大きい数字が出てきたらやばいなと思う

わけであります。水産庁はそういうふうには思わ

ないんですか。

○政府参考人(木下寛之君) 私どもが今回、十一年度から十一年度、四年間で調査を実施をしてい

ふうに思っています。そのことについて御答弁をお願

いします。

○政府参考人(木下寛之君) 私どもが今回、十一年度から十一年度、四年間で調査を実施をしてい

ふうに思っています。この調査は、平均的な食

事における魚介類からのダイオキシン類の摂取量

を把握することを目的に実施をいたしております。

九九年に調査をして二〇〇〇年に調査しなかつたものの中に大変大きな値を示しているものがあるということになります。そして、衆議院の決算委員会の答弁も聞いたりして、水産庁が幾つかの魚

を四年間で一周させるように調査をするんだといふ言葉も聞いていますけれども、私は、何のた

う言い訳も聞いていますけれども、私は、何のた

めに調査をしているのかなとうつうに思つて

あります。例えれば、一九九九年の調査で、大阪

湾のコノシロ、九一四八、大阪湾のアナゴ、八三〇八などという高い数字のやつが二〇〇〇

年には調査をされていないことになります。

私は、低い数字であればいいわけで、高い数字のものがなぜ高い数字なのかと、どうに引か続

き調査するのが、これ、調査の趣旨だろうという

ふうに思っています。そのことについて御答弁をお願

いします。

私は、低い数字であればいいわけで、高い数字の

ものがなぜ高い数字なのかと、どうに引か続

き調査するのが、これ、調査の趣旨だろうといふ

うことです。

○政府参考人(木下寛之君) 調査の委託先でござりますけれども、日本食品分析センター、それか

ら日本冷凍食品検査協会、また食品環境検査協会の三団体でございます。

これらの三団体でございますけれども、いずれもJAS法なり食品衛生法に基づきます検査機関でございます。

私は、今までの行政でございますけれども、魚介類からの有害物

が相対的に少ないということで、そもそも当初か

ら四百検体の中ですべて二検体の計画と、いうこ

とでございました。これらにつきまして初年度で

調査を行いました。したがいまして、二年目以降

からは調査から外れていますけれども、先ほど

御説明申し上げましたように、十一年度から十四

年度に掛けまして四百検体の調査をすると。今

後、十五年度以降、この調査を踏まえまして、著

いに考慮過程を含めた新たな調査を実施していま

す。

○政府参考人(木下寛之君) 今までの行政の在り方といふ

うふうに思っています。しかし、小泉総理から強い

ます。

○小川勝也君 だから、二〇〇〇年とか二〇〇一年も調査をして、その値は持っているんですか。

○委員長(常田享詳君) ちょっとと止めてください。

【速記中止】

○委員長(常田享詳君) はい、起こしてください。

○政府参考人(木下寛之君) 現在、手元に資料を持ち合わせておりませんけれども、調査をいたしております。

○小川勝也君 これ、食品、食べ物の安全ということがテーマになるということは、それにプラスする必須のアイテムは何かというと、情報公開なんです。情報を公開しない食の安全なんというのあります。

○政府参考人(木下寛之君) 私は、基本的に産省が情報をどれだけ公開するのか。例えば、今までに与党の議員と野党の議員とに情報の出し方には、公開すべきものは与党、野党問わず公開をしているといふうに認識をいたしております。

○小川勝也君 スズキに限らず、これに付随して、いわゆる各地域ごとの、あるいは魚種別の中数字を持っていて公開していないものがありますね。それは是非、この委員会でもいいですの出してくださいたいと思います。

○政府参考人(木下寛之君) 私ども、そのような点がありましら、後ほど御提出をしたいといふうに考えております。

○小川勝也君 調査していると言つたじやないですか。

○政府参考人(木下寛之君) 私ども、今、手元にございませんけれども、後ほど御報告したいといふふうに思ひます。

○小川勝也君 これは別に追及しているんではあります。私は、明確にこのダイオキシンをめぐる問題に危機感を持っているから、今日は大臣にうふうに思ひます。

○小川勝也君 これは別に追及しているんではあります。私は、明確にこのダイオキシンをめぐる問題に危機感を持っているから、今日は大臣にうふうに思ひます。

大きな提案をしたいと思つてこの質疑に立つています。

この配付した資料の世界各国の国別ダイオキシンの排出量というところを見てください。日本は経済大国なんて言われていますけれども、実はダ

イオキシン大国であります。日本はアメリカ合衆国よりもダイオキシンの排出量が多い。そして、

言うまでもなく、日本は狭い国土であります。そして、急峻な川。その日本国内で排出されたダイオキシンは、大体がこれ海に行つてしまします。

最も厳しい毒性が指摘されていますけれども、私たちはこの生活の周りにもダイオキシンは存在しています。ですから、空気中にダイオキシンがあつて、我々は毎日かぶつているのかもしれません。

しかし、このダイオキシンの摂取というのは、九割が食品がら、そしてその七割が水産物からとあります。大変これ大きな問題だろうといふうに思います。

日本にダイオキシンが多く発生しているのは、これは武部大臣のせいではありません。ついでながら披瀝をさせていただきますと、焼却炉が多いですね、焼却炉の数。例えばヨーロッパの国々では、ドイツも含めて焼却炉の数というのは百以下であります。アメリカ合衆国が百五十、フランスが二百六十、そして何と日本には千八百四十か所あるんです。廃棄物処理場で燃やしてもダイオキシンがぽろぽろぽろぼり出て、それが農地とかあるいは川とか、それが全部海に流れしていくわけあります。これは、お魚も被害者であります。

そんなことを考えると、先ほど谷林委員が、「おさかな天国」という歌がヒットして、子供たちもお魚好きになつてくれるかも知れない、おいしいお魚を毎日食べててくれるかもしれないといふ思ひがあります。

○小川勝也君 今までの縦割り行政でいいますと、食の安全は厚生労働省も所管しています。そして、先ほど申し上げましたように、ダイオキシンの摂取の九割が食品から、そしてそのうちの七割が水産物からといふことで、大変重要な地位を占めているわけであります。例えば今までの行政で、厚生省から、おたくの水産庁が扱つて

いる魚は危ないですよといふことは、これ

はなかなか起り得ないわけであります。

ダイオキシンという言葉の中に、例えば環境ホルモンと同じ性質があるといふうに言われています。その環境ホルモンが与える影響というの

は、いわゆる男性の生殖能力を脅かすということ

であります。もう一つ、一番大きいのは、妊娠している女性が食べたときにその影響が出るとい

うことがはつきりしているわけであります。

そして、先ほどお配りしたアメリカの環境保護局、EPA、ここでは、ダイオキシンは自然に存

在しているし、我々は何げなしに食料を毎日摂取している中でみんなダイオキシンを食べている

だという前提でしっかりと情報を開示していま

す。そんな中で、どのくらい食べていいのかとい

う基準を作っています。

このことには多分研究をされていると思います

○政府参考人(木下寛之君) 我が国では、ダイオキシンによる健康に対する影響を防止するため

にTDI、耐容一日摂取量というのを定めているところでございます。このよなTDIの制定に

当たりましては、厚生労働省あるいは環境省で専門的な見地からの検討がなされたところでござい

ます。

妊婦なり胎児に対する健康影響が重要な課題であるといふうな観点からの慎重な検討が行われたといふうに聞いておりますけれども、最も感

受性が高い胎児期に対する影響を考慮して指標と

して定められたといふうに承知をいたしております。

これは、やっぱり独立性、一貫性ということを

調査検討委員会でも提言されておりますが、そ

いつたところは専門家でありますとか科学者でありますとか、そういう方々によるリスク評価と

いう、独立した機関によつてきちんと分析評価し

てもらうことが必要なんだろうと思います。

そのため、農林水産省は、BSEだけじゃありませんで、このダイオキシンの問題、O157、トリインフルエンザ、もう食品関係様々ございます。そういうものは、きちつと現場からの情報は提供して分析をしてもらわう。そしてさら

に、その分析に基づいてどのようにマネジメントしていくか、リスク管理していくかということがあります。これは各省がそれぞれやつていくこと

なんだろうと思いますが、やはり縦割り行政の問題を今度つくづく感じましたので、独立したところできちつとリスク評価をするということは必要なんだろうと、このように思いますし、そのためには、大前提是、やはり情報をいうものを、生の情報を水産庁なりが直ちにプレスリリースすればいいというものではないんだろうと思つんで

す。やっぱり専門家に評価してもらうという、そういう場が必要なんじゃないかと、こう思つていまして、そのことは、関係閣僚会議が開かれまして、設置されまして、そこで今後、この食の安全にかかるリスク分析、法整備あるいは行政組織の対応をどうすべきかというようなことを六月を目途に検討することになつておりますので、今、委員の様々な御指摘を踏まえて、私ども積極的な対応を試みていきたいと、このように思います。

○小川勝也君 情報は公開するだけじゃなくて、情報をしっかりと自分のものにしなきゃいけないと思つてます。わざわざこの参考資料を付けて、どれだけの数値が調査の結果出でてきたか、そして海の向こうのアメリカではどうやつてあるのかといふのを御丁寧にこの添付書類に付けてあるんですね。アメリカでは、どのぐらいのダイオキシンの濃度であれば一ヶ月のうち何回食べていよいよという指標を作っています。そのとおりにしろとは言つていません。ただし、一・二を超えた魚は食つちや駄目と言つてますよ。

ところが、その数十倍の値が水産庁の調査で分かつてあるんじやないか。それで何のアクションも起こしてこなかつたのが水産庁じゃないですか。武部さんが、食の安全で小泉さんからも言われて、がつちり変えますよと言つてからこういう質問をしているんですよ。

どう思います、これ。アメリカのこれ、一・二以上は食べませんと言つてますよ。日本はこれ、水産庁は堂々と資料を出してきてるじゃないですか。どう思います、これ。

○國務大臣(武部勤君) ですから、ただいま申し上げましたように、この個別の問題に限らず、このダイオキシンの問題も含めて、私は、きちっと合つていくかというリスク管理という、その中で、アメリカがやつてあるような、これ以上のものは攝取しちゃならないとか、そういうのも出てくるんだろうと思います。それは今後、食の安全

行政をどうするかというところで、私は、アメリカやヨーロッパ、そういったところの経験に学んで我が国もそういう対応をしていくということは当然のことだと、このように思つておりますよ。委員の様々な御指摘を踏まえて、私ども積極的な対応を試みていきたいと、このように思います。

○小川勝也君 これから学んでもしようがない

ヨーロッパが始めた規制なんというのはもう本当に厳しいものです。

冒頭言つたように、このダイオキシン問題は農林水産省に別に責任があるわけじゃないんです。

○政府参考人(木下寛之君) 先ほどお尋ねのよう

安全、これは間違ひのないことだらうというふうに思います。

それで、この資料の左側の、左側の三番目の段、アサリのところを見ていたら、アサリにつきまして、東京湾のアサリが二回出でます。数値が二個違います。これはどういうふうに説明できますでしょうか、長官。

○政府参考人(木下寛之君) 私ども、平成十一年から四か年の計画の中でダイオキシンの調査をしているわけでござりますけれども、その中で、それぞの検体によつて相当幅があるというふうに考えております。したがいまして、同じような地域で取りましても、結果として相当程度の幅があると。

○小川勝也君 じや、アサリ、シジミの国内の自給率はどのぐらいですか。

○政府参考人(木下寛之君) アサリの自給率でござりますけれども、二〇〇〇〇年でござります、三二%、またシジミでござりますけれども、五一%

いろいろかと思ひますけれども、中国とか北朝鮮から輸入しているわけであります。そして、この東京湾のアサリは、どう考へても、上の方のこの二・二二四のアサリは、これは正しいアサリだと思います。下の方の〇・一六一のこのアサリは東京湾に来たばかりだつたんですよ。これ、別な国からアサリが運ばれてきて東京湾にまいりました。だから、こんな小さな数字になつてゐるんじやないですか。

貝の表示に著しく問題点が私はあると思ひますけれども、認識してますか。

○政府参考人(木下寛之君) 先ほどお尋ねのように、中国なり韓国で取れたアサリにつきまして、原産地表示でございますけれども、私ども、輸入された二枚貝を出荷調整なり砂抜きという目的で短期間とどめ置いて、それを私ども、蓄養といふに呼んでいるわけでござりますけれども、そのためには外國産だというふうに認識をいたしております。

したがいまして、生鮮水産物の原産地表示に当たつては、輸入品として原産国として表示すべきだらうというふうに考へております。

○小川勝也君 自給が三割しかできないアサリで、七割が外国産という表示で売られていると思つてゐるんですか。

○政府参考人(木下寛之君) 私ども、水産物の表示の問題、極めて重要な問題といふうに考へております。したがいまして、これまでも都道府県なり消費センターを通じまして、JAS法に基づく措置等々で品質表示の適正な運営に努めているところでござりますけれども、更に一層、私どもいろいろな手立てを尽くしまして、水産物の表示の適正化に努めていきたいというふうに考えております。

○小川勝也君 私は今、皮肉な結果をお話をしたいと思います。

私たちが摂取するダイオキシン量は、若干ながら減つてゐるという報告があります。なぜかとい

うと、輸入の魚介類が増えてきているからであります。当該、今私が問題にした東京湾のアサリも、韓国か中国で育つたアサリです。ダイオキシンが少ない。ところが、韓国産という表示よりヨーロッパなどいう規制をしているのか。東京湾に来たばかりだつたんですよ。これ、別な国からアサリが運ばれてきて東京湾にまいりました。だから、こんな小さな数字になつてゐるんじやないですか。

貝の表示に著しく問題点が私はあると思ひますけれども、認識してますか。

○政府参考人(木下寛之君) 先ほどお尋ねのように、中国なり韓国で取れたアサリにつきまして、原産地表示でございますけれども、私ども、輸入された二枚貝を出荷調整なり砂抜きという目的で短期間とどめ置いて、それを私ども、蓄養といふに呼んでいるわけでござりますけれども、そのためには外國産だというふうに認識をいたしております。

したがいまして、生鮮水産物の原産地表示に当たつては、輸入品として原産国として表示すべきだらうというふうに考へております。

○小川勝也君 自給が三割しかできないアサリで、七割が外国産という表示で売られていると思つてゐるんですか。

○政府参考人(木下寛之君) 私ども、水産物の表示の問題、極めて重要な問題といふうに考へております。したがいまして、これまでも都道府県なり消費センターを通じまして、JAS法に基づく措置等々で品質表示の適正な運営に努めているところでござりますけれども、更に一層、私ども輸入してエビを食つてゐる。余り、札幌で海外の環境破壊をするというのは良くないことだと。我々の国は世界で一番水産物資源を食べる国です。これは伝統です。ですから、私たちの国の漁業を守るために、食の安全という点から進まなければいけない方向性があると私は訴えたいわけあります。

先ほど、わざわざ、廃棄物が多いからダイオキシンが多いんだという話をいたしました。当然、縦割り行政の弊害というのは今もあるでしょ。農林水産業を担当する武部農林水産大臣が、

日本のごみがおかしいよと、日本のごみ問題はおかしいよと、いろんなものをごみにしてしまう生

していくというふうにしていただきたいと思います。
いかがでしょうか。

○国務大臣（武部勤君） 思います。大臣、いかがでしようか。

す。これは僕は、敵に塩を送るじゃないですかけれど

活を変えていかないと、我々がずっと歩んできた水産物を大事にしていくそういう食文化も守つていけないんだということを閣議でもどこでも発言してもらいたいと思うんです。いかがですか。

○國務大臣（武部勤君） 農林水産省の行政を消費
者に軸足を移して大胆に政策を見直していくとい
うのが今般発表いたしました「食」と「農」の

「再生プラン」の基本理念でございます。
そのためには、一昨日以来、いろいろこの委員会

会でも講論がございました。農林水産省あるいはいは
水産庁の仕事は、漁業者を守るということだけで
はありません。それは、漁業者は天然の資源をい

ただいてなりわいを立てていると、こういうふうに考えるべきだと、このように思うんです。自然

生態系を崩してまで沿業第一としないことはいかないのであつて、やっぱり自然生態系をどう守つていいくかとすることが大前提です。

そのために、それともう一つは、消費者の命と健康ということに寄与していかなくちゃならぬわ
けぞりますから、今は、こしから^{是木本省吾}自

いてありますから、私は、これがどうの農林省で各省の姿勢としては、至る所で、各省に対しましても、あるいは外国に対しましても、有限天然資源のい

わゆる持続的な開発利用ということについてはやはり厳しい原理原則に基づいてやっていかなきやうはない、このように思いまして、そういう空

しないなど、このように思って、いろいろな勢に大転換していくかたいと、こう思つてゐる次第でございます。

○小川勝也君 じゃ、長官に要望したいと思いま
す。

うふうに思います。今、どれだけ調査をしているのか分かりませんけれども、これは四年間で、ワシサイクルで調査をするという方向性も否定するわけではありませんけれども、特に気になる高いポイントを上げた魚種についてはきちっと調査を

第八部 農林水産委員会会議録第七号 平成十四年四月十八日 [参議院]

○國務大臣(武部勤君) 先ほども食育ということについてお話をいたしたところでございますが、この食の安全の問題については、リスク分析に基づくリスク評価をきちっとやると。それに基づいて、リスク管理をどうしていくか、そして一般国民の皆さん、消費者の皆さん、妊婦も含めて、どう対応していくかというリスクコミュニケーションということが非常に大事だということをございますので、これは当然のことながら、妊婦においても各種の食品に含まれる栄養素をバランスよく摂取することが大事なんだろうと、このように思います。

今後とも、国民に対するダイオキシン類対策については、我々農林水産省だけじゃなくて、厚生労働省でありますとか環境省と連携して対応していくかなきやならないんだろうと、こう思いますが、やはり一番大事な人の生命ということにかかることがありますので、委員御指摘のことについては真剣に対応していく必要があるというふうに私は認識しております。

○小川勝也君 まあ精一杯御答弁いただいたんでしょうけれども、余り分かつていただいているのかなというふうに反省をするところであります。

アメリカ合衆国では、先ほど参考資料の中に添付をさせていただいたように、ゼロ回だというふうに言っているんですね。一・二超えたらもう食べちゃいけないと言っている。それを私たちは、日本の行政もそれは一朝一夕に変わらない、本当は全部やつてほしいんですよ、これと同じ基準で。でも、そこは無理だろうから、厚生労働省で働き掛けて、とりわけ妊婦にだけ先行してしつかりとした道筋を付けてほしいと。

BSE問題で大変御苦労された武部大臣ですけれども、小泉総理からの信任も厚く、食の安全はおれがやるというふうに大きな決意をされて今までついているわけでありますし、連日の新聞も武部大臣のそういう決意を評価して、新聞に出ています。

これは僕は、敵に塩を送るじやないですかねとも、大臣がこの問題をきちっとやれば食の安全は本当に保たれる国になるんだというふうに、大きくなりこの国が一歩前進するんだと思うんです。それも、本来は余り教えたくなかったんですねけれども、大臣にやつてもらいたい。これをやつたら本当に人気出ると思いますよ。もう一度決意を。

○國務大臣(武部勤君) はつきり答えているつもりなんですが、厚生労働省であろうと環境省であろうと、食の安全、安心にかかわる主管大臣といたしまして、委員から御激励をいただいたり御指導いただいたことについてはしっかりとやりたいと、このように思います。

○小川勝也君 坂口厚生労働大臣にもしっかりとお話ししただけ、これは今までの、先ほども申し上げましたように、水産庁の魚について厚生省から茶々を入れるということはできない相談だったんですね、今までの行政の縄張争いというのは、水産庁の方から、ちょっとやばいんだけれどもどうするかと相談を持ち掛けるということで、期待をして、質問を終わりたいと思います。

○渡辺秀男君 公明党の渡辺秀男でございます。議題となっている水産四法案について質問をさせていただきます。

平成十一年の我が国の漁業総生産量は、昭和六十年の千二百十七万トンに対し六百六十三万トンと半減をしております。特に遠洋漁業は約三分の一、そしてまた沖合漁業、内水面漁業は約二分の一に減少しております。辛うじて沿岸漁業のみは約二割減の状態でとどまっているということになります。漁業の生産額の方も、生産量ほどの減少ではありませんけれども、平成十一年は、昭和六十年当時の二・九兆円の約三分の一減の二兆円でとどまっております。同様に減少傾向が明らかであります。

魚を好んで食べている日本国民の一人として、また水産業が盛んな日本の国を思って、やはりこれは非常に残念なことであると、そのように思いま

ります河北町とか牡鹿町、そして石巻市の漁協などから、宮城県ブランドを守るために疑惑を解明してほしいと、そのような要請が宮城県の方に提出されているわけです。私どもの公明党の宮城県本部としましても、この疑惑の徹底解明、そして監視体制の強化並びに生産地表示の適正化等についてしっかりとやるよう宮城県に対し申入れを行つておるところです。

国としましても、この問題の解決のために宮城県と協力して、先ほど述べました三点について努力をすべきと考えておりますけれども農林水産省としてどのような対策を行つていく方針か、その点、武部農林大臣にお伺いをしたいと思ひます。

○國務大臣(武部勤君) 委員御指摘の、宮城県内における県産のカキに韓国産が不正に混入されてゐるという疑惑があるということを先般、私、事務当局から聞きました、どういう状況になつていらのかとただしましたところ、今現在、地元漁協関係者等が早急な解明を宮城県に要請し、これを受けて県が輸入生ガキ混入防止対策会議を設置して調査等を行つてゐるということを承知しているわけでござりますが。

農林水産省といたしましても、農林水産省の行政を消費者に軸足を移して変えていくんだといふことでありますので、ただ県から報告を待つていて、この担当官を派遣するなど、県と連携をしっかりと行つてゐることを指示したところでございまして、この担当官の早急な解明に努力してまいりたいことを考へております。また、JAS法に関する疑いが明らかになれば、直ちに立入検査を実施するなど厳正に対処してまいりたい、このように考へておるわけでござります。

また一方、今回の一連の食品虚偽表示事件を受けまして省内に食品表示対策本部を設置いたしまして、野間副大臣が本部長を務めているわけでござりますけれども、もう既に御案内のように、食品表示の監視体制の強化、表示の実効性確保措置

等について、今国会では非JAS法改正をお願いしたいということで、今、関係省と協議を行つておるわけでございまして、これは一つには監視体制の強化、それから、今の法律では公表がすぐで行つておるところです。

あるいはですから、これはすぐにでもできるようそういう法の枠組みを考えておりますが、厳罰主義で臨みまして、はつきり申し上げまして、各省と協議もしてあるところでございまして、

本當は法の立法趣旨からしてそこまでという考え方もあるのかもしれません、やはり余りにもこの食品表示の問題がもう次から次と出てきておりまして、私はこの際、心を鬼にして厳罰主義で臨むということが国民の声ではないか、このように考えて、そういう対応をさせていただいている最中でござりますので、また御理解と御協力をお願ひいたしたいと思います。

さらに、具体的なことでは、食品表示一一〇番の開設、これは四月十五日現在で二千百六十八件の通知等、問い合わせ等がござります。また、食品表示ウオッチャーリー制度の設置、これは消費者等の協力を得て食品表示の監視を行うものでござりますが、今現在もう、当初の予定は七百人と考えていましたところなんですねけれども、千人以上の希望者も出てきておりまして、これは運用等で拡大する方向で今検討しているわけでございまして、罰則の強化等を内容とするJAS法の改正案については、できるだけ早期に成案を得て国会に提出をしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。これらの措置を通じてカキを含む水産物の表示の適正化を図つてしまい、かよう考へておるわけでござります。

○渡辺孝男君 次に、同じ問題で厚生労働省にお尋ねしたいんですけれども、生ガキの件ですけれども、食中毒の発生時にはやはり原因食材の原产地の確定が必要になつてくる、そのようなことも

ありますけれども、厚生労働省としても今回の疑惑の解明あるいは監視体制の強化ということに対しても取り組む必要があると思いますけれども、厚生労働省、この件に関してどのような取組をなされていられるのか、お伺いをしたいと思います。

○政府参考人(尾崎新平君) 今、先生からお話をうなそいのですから、これはすぐにでもできるようないものですが、それはそれで、厳罰主義で臨みまして、はつきり申し上げまして、懲役一年以下、個人であれば百万円以下、法人であれば一億円以下というようなことで今それぞれ検討をしているところでござります。

各省政府と協議もしてあるところでございまして、本當は法の立法趣旨からしてそこまでという考え方もあるのかもしれません、やはり余りにもこの食品表示の問題がもう次から次と出てきておりまして、私はこの際、心を鬼にして厳罰主義で臨むということが国民の声ではないか、このように考えて、そういう対応をさせていただいている最中でござりますので、また御理解と御協力をお願ひいたしたいと思います。

さらに、具体的なことでは、食品表示一一〇番の開設、これは四月十五日現在で二千百六十八件の通知等、問い合わせ等がござります。また、食品表示ウオッチャーリー制度の設置、これは消費者等の協力を得て食品表示の監視を行うものでござりますが、今現在もう、当初の予定は七百人と考えていましたところなんですねけれども、千人以上の希望者も出てきておりまして、これは運用等で拡大する方向で今検討しているわけでございまして、罰則の強化等を内容とするJAS法の改正案については、できるだけ早期に成案を得て国会に提出をしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。これらの措置を通じてカキを含む水産物の表示の適正化を図つてしまい、かよう考へておるわけでござります。

○渡辺孝男君 消費者は今、そういう水産物を含めましていろんな食品表示に対する信頼性が失われているという状況がありまして、やはり政府と

しては、できるだけ早期に成案を得て国会に提出をしたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

JAS法に関する疑いが明らかになれば、直ちに立入検査を実施するなど厳正に対処してまいりたい、

このように考へておるわけでござります。

また一方、今回の一連の食品虚偽表示事件を受けまして省内に食品表示対策本部を設置いたしまして、野間副大臣が本部長を務めているわけでござります。

また一方、今回、同じ問題で厚生労働省にお尋ねしたいんですけれども、生ガキの件ですけれども、

尋ねたいんですけれども、もう既に御案内のように、

食品表示の監視体制の強化、表示の実効性確保措置

明あるいは監視体制の強化ということに対しても取り組む必要があると思いますけれども、厚生労働省、この件に関してどのような取組をなされていられるのか、お伺いをしたいと思います。

○政府参考人(尾崎新平君) 今、先生からお話をうなそいましたように、食品衛生法におきましては、生食用のカキの安全性確保の観点から、大腸菌等に係ります基準を定めるということと同時に表示基準を設けまして、採取海域の表示ということを義務付けておるところでござります。

そういう中で、採取海域の水質基準も含めた衛生基準を設けております生食用カキにつきまして、基準の適合が確認されない加熱・加工用のカキを混入するということにつきましては、そういった結果を示す限りを設けております。生食用カキにつきましては、生食用カキにつきましては、基準を設けておるところです。

そこで、厚生労働省並びに厚生労働省、取り組んでいただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○紙智子君 日本共産党の紙智子です。前回に統

きました、法案について質問させていただきました。

漁業災害補償法の問題で最初に質問いたしました。

減らすかというところが大事になるとと思うんです。こういう合理化計画が機械的に持ち込まれな

たいと思います。

人等整理合理化計画におきまして、事業に講すべ
き措置といたしまして、「経費の節減、共済掛金

の引き上げ等、収支の抜本的改善策を講じる。」旨の指摘をいただいております。

ただ、私ども、現在でも漁業者の掛金負担感は強く、単純な共済掛金の引上げのみによる財務改善というのかえって漁業者の共済離れを招く、共済事業の安定の阻害となるというふうに考えているところでござります。

したがいまして、今回の制度改正では、掛金水準を抑えた新たなん補方式の導入、あるいは養殖共済におきます病害不てん補特約の創設など、実際に漁業者が支払う掛金が現行よりも増えないよういろいろなメニューの充実を図ったところでございます。これによりまして、新規加入の拡大が見込まれ母集団が拡大をするというような点で、抜本的な財務改善が図られるというふうに考えております。

る対応のほかに、基本的に我が国の漁業経営の体質を強化するということが重要だらう。というふうに思つておりまして、そのための各般の施策につきましては今後とも拡充強化をしていただきたいというふうに考えております。

○國務大臣(武部勤君) 今、長官が答えたとおりでございますけれども、やはり、これは漁業者自らも、その事があつたとき、不漁でありますとか、災害でありますとかそういうことに備える心と、いう、心掛けは大事だと、かように思います。有明海のノリ不作のときの諸般の対策を考えましたときにも、やはり共済というのは大事だなどといふ、そういう声が生産者の間からも大変広がって

まいりました。したがいまして、今回の制度改正においては、長官が申し上げましたような様々なメニューの充実を図ることによって、新規加入の拡大が見込まれ、母集団が拡大していくようなら、そういう共済設計の安定を目指して農林水産省としても努力していくきたいと、このように考えております。

○紙智子君 やはり実態は、共済は大事だと思つていてもやつぱり掛けられないという実態がある

それで、次に移させていただくんですが、先ほども出ましたか、トドの問題です。

わけですから、私が申し上げたことは、だからこそ機械的に合理化計画というのをやらない、機械的な対応をしないということでやつていただく必要があるんじゃないかということを申し上げたんですね。

北海道の日本海の沿岸を中心に、トド被害で悩まされている。実は、これは私、去年もおどとしも漁民の皆さんとの声を聞いて政府交渉に参りましたけれども、これ、もし漁獲共済に入つていればこの共済金の対象になると。ところが、対象となつている地域でほとんど、加入がゼロなんです。なぜなのかというと、掛金が高いというのもあるんですが、それだけじゃないと。つまり、この漁獲共済というのは、いいときもあれば悪いときもあると、そういう漁獲高の状況

のときに発動されるわけですけれども、ところが、毎年恒常に被害があるということの中では、基準漁獲高がいつも低レベルになつていて、それで次の年に被害があつても事実上これが発動されないとということになつてしまふ。仮に加入して掛金を払つたとしても、この共済金の支払を受けられないという矛盾が生じるわけです。だから、毎年必ず被害に見舞われるようないうトドのような場合に、漁獲共済という制度は発動しないという問題があるんじやないでしょか。いかがですか。

○政府参考人(木下寛之君) 委員御指摘のとおり、私ども、トドの被害の共済対策として漁業共

漁を行つております。漁具共済は定置網の損害は補てんの対象になつておるわけでござりますけれども、いま被害と原因にいたしまして魚隻金額減少

うふうになつてゐるわけでござります
人々、委員御指摘のとおり、漁具被害あるいは
トドの被害を防止するという観点から、漁業にお

御指摘のとおりだらうというふうに思つておりますが、この件は、さうした共済だけではなかなか対応難しいといふのは、何處かの問題でござる。

そういう観点から、私どもは、一つは定置網に対する強化網の導入、あるいはそもそもトドの駆除に対する助成、それから刺し網の強化技術の開発の調査研究。刺し網という漁業の実態からしまして、定置網ほどその網の調査研究、困難な点がござりますけれども、このような調査研究も実施す。

をしておられるところでございまして、各般の施策によりましてトドの漁業被害の防止に努めてきていたという点でございます。

また、一方で、被害が発生するということも当然あるわけでございまして、共済のほかに、公庫によります施設資金なり近代化資金の融通、あるいは沿岸漁業経営安定資金を融通しているところでございます。

けれども、そこはお認めになりますか。
○政府参考人(木下寛之君) 漁獲共済をする際に、過去の漁業の実態をベースにいたしまして、いろいろな設計をせざるを得ないと、いう面は、なかなか共済の設計上やむを得ない面があるといううえに考えております。

○紙智子君 それであれば、やはり何か新しい被害補てんの対策が必要じゃないかというふうに申します。一定の例ええば被害部分については毎年共済する仕組みを検討するとか、私たち日本共産党の立場は、自然災害についてはやはり公的な補償が必要だという立場でこれまでも取り組んできましたけれども、例年繰り返されて漁獲共済

にないトド被害のような場合には、救済で
きる新しい仕組みを検討するべきではないかとい
ふことを申し上げたかったと思うんです。いかがで

の政局参入の不実を察する。和と争うべきものが共済になじむかどうかという点については問題意識を持つているわけでござります。基本的に

は、大変難しい課題でありますけれども、先ほど
来申し上げておりますように、できるだけ被害が

生じないよう、そのための例えはいろいろな調査研究を進めていくというのが基本的な方向でございますし、そもそもトドにつきまして、被害が出る前の駆除につきまして助成をしていくということが基本的な点だらうというふうに認識をいたしております。

す、被害者が起きないようになると。しかし、実際起こっていることの救済策ですね。それで、いろいろ研究がされているという話を私たち聞きました。定置網の、先ほども話にありましたけれども、強化網の助成ということもされていきますし、ただ、問題は刺し網ですよね。この刺し網についても、いろいろ試験中で、やっているんだけどども、実用化というところまではまだちょっとあるということも聞いています。

それで、仮にこれ実用化できる、刺し網が改良され

○政府参考人（木下寛之君） 現在、委員御指摘のとおり、刺し網について研究をしているところでござりますけれども、私ども、このような漁具につきましての助成、どういうものが可能か、なかなか直ちにお答えするのは非常に難しうござりますけれども、トドの被害防止という観点から今後どういうものが可能なのかということにつきましては検討していきたいというふうに考えております。

○紙智子君 助成して、できたら助成するといふように言つていただきたいと思っているんですけど、

れども。

○国務大臣(武部勤君) いろんな地域に地域独特の問題というのはあると思うんですね。そういうふうな考え方で対応を考えているかということが非常に大事だと思います。そういった、地元の北海道がどう対応するかということについて農林水産省に相談があれば、我々は前向きに対応する必要があると、このように考えております。

○紙智子君 そういう、地元から是非ということがあれば前向きにということだというふうに答えられ……

○国務大臣(武部勤君) 北海道がやっぱり第一義的に、どういう対策、対応をするかということが第一義的大事だと思います。それに対して、北海道の方から國にも協力要請があれば検討をする

○紙智子君 それでは、救済策に戻りますけれども、あの地域というのは、大臣御承知のとおり、本当に漁民がいてこそ地域が初めて成り立っているというふうな地域もあります。それで、先ほども、あの地域というのは、大臣御承知のとおり、本当に漁民がいてこそ地域が初めて成り立つていいというふうな地域もあります。それで、先ほども、金額、どれだけの被害かということがありました。年に六、七億円と、それから間接被害も含めれば十億円を超える大変な額の被害が毎年続いているということです。ですから、その状態が続けばやっぱり漁業をやつていけなくなっちゃうんですね。やる人いなくなってしまうと、トド被書に苦しむやはり漁業者への直接的な支援の手を考えることが必要だし、今、漁業者自身もいろいろ夫して何とか、駆除といいますか、脅かして散らすとかいろいろなこと含めて、バトロールしようとかということだと考へて、いろいろ今努力しているんですけども、そういう経費に対しても直接的な何か助成が考えられないでしかねます。

○国務大臣(武部勤君) これらのこととも、やっぱ第一義的に北海道が何をどのように考えるかと

いうことだろうと思います。いろんな災害の場合にも、あるいは私どもの地域では流水流入でサロマ湖が大変になつたことなどもあります。いろいろその地域において独特の問題、独特といま

しょうか、地域が背負つてない宿命的な問題といふものがそれぞれの地域にあるんだろうと思います。それについてはやはり地方自治体がどうするかということが第一だと思いますね。そして、地方自治体がやることについては、これは、私どもBSEで対応したことの一つは、特別交付税による地域の対策に対する財源的な支援措置ということを総務省に要請したことございま

す。そういう意味で、この問題については、私、長官ともだれとも相談しないで申し上げているわけではありませんが、やはり北海道が何をするかということによると思いますね。

○紙智子君 本当に切実な状況になつていて、このことを踏まえて積極的な対応をしていただきたいということを述べまして、次に移させていただきます。

それで、改正案の中で、漁獲共済や特定養殖で、加入契約に当たつて、二分の一以上の加入要件及び最低契約割合以上を撤廃するというふうにしています。それで、加入しやすくなつた面は確かにこれであると思ひます。しかし、問題は、二分の一以下の人数で加入した場合や最低契約割合以下の割合で入つた場合には、結局、従来どおりその人の共済掛金の補助がないですね。これはなぜ付けていないんでしょうか。

○政府参考人(木下寛之君) 私どもは、契約割合四割とか、そういうようなものを確保するという観点から国庫助成をしているわけでございます。

今回、委員御指摘のとおり、できるいろいろなメニューを拡大をして漁業者の皆さん方の選択の範囲を広げようという観点から、先ほど御指摘のような構成人数なり構成者の漁船規模を問わなければ、どういふうな一括加入含めて、加入要件の緩和をしたところでございます。

○紙智子君 おかしいと思うんですけれども、その契約条件を加入しやすくするために撤廃しているんですね。撤廃しておきながら、補助要件は依然として変えていないと。そういうことになります。本間に加入者を増やすことになるのかな、できるのかなというふうに思っています。

一人でも入れるならということで、入った人が掛けられるけれども、しかしそれには補助がなされると。例えば、契約割合四割で入つた人が

六〇%以上の補助が出て、それで二割で入つた人がそうでないとする、これは個人の掛け金の金額は低い割合で入つたの方が多いくなって、かつ補償も低いというような場合も出てくると思うんですね。そういう問題が起きてくるんじゃないでしょうか。

○政府参考人(木下寛之君) 私ども、共済の加入有条件的には先ほど来言つていますよ。すけれども、基本的には母集団を確保し、ひいては母集団に加入をいたします。うな一定の契約成立要件、これは基本的には母集団の負担が軽くなると、そういうような点を奨励、促進するために高率の助成をしているわけ

かにこれであると思ひます。しかし、問題は、二分の一以下の人数で加入した場合や最低契約割合以下の割合で入つた場合には、結局、従来どおりその人の共済掛金の補助がないですね。これはなぜ付けていないんでしょうか。

ただ、議員御指摘のとおり、このような要件の

財政状況がいろいろあるといふことも言われるかもしれませんけれども、先日も指摘させていただきましたけれども、水産の関係の予算全体の中でも、結局こういう価格の問題ですとかそういう補償にかかるところというのはごくごく、一%にも満たないわずかなものでしかないわけですね。

ほかの国はどうだろうということことで、EUですかアメリカですかと含めて、水産の予算の割合を見てみましたがけれども、結局日本のように予算全体の中、水産予算だけでも七割が公共事業で、そういう価格とか所得にかかるところが本当に少ない、こういうところというのはないんですね。ほかのところはそんなにたくさん公共事業に使つていないといふことを見ても、そのことを含めた検討をするべきではないかということを申し上げたいといふふうに思います。

それで、ちょっとと時間の関係もありますので、そのことを述べた上で、次に、漁業再建整備特別

姿勢の一貫した表れだというふうに思うんです。改めて、私は、この国庫補助の拡充についてちゃんとやるべきだと要求したいと思いますが、もう一度どうでしようか。

○政府参考人(木下寛之君) 私ども、厳しい財政事情の中でできるだけ効果的に配分し、適切に助成をしたいというふうに考えております。したがいまして、私ども、基本的に共済の加入要件、加入者の範囲を促進するという観点から設けられております現行の助成方式については、なかなかその要件を緩和するのは困難だというふうに考えております。

○紙智子君 本来は、やはり自然災害に対しては国庫補助拡大というのがあるべきだというふうに思います。そうでなければ、負担のできる人だけ保険方式で救済されると。だけど、本当に深刻で大変な場合にできないという状況になりますし、もしこれが今すぐ実現できないとしても、せめて国庫補助の充実は当然だというように思っています。

○紙智子君 本來は、やはり自然災害に対しては国庫補助拡大というのがあるべきだというふうに思います。そうでなければ、負担のできる人だけ保険方式で救済されると。だけど、本当に深刻で大変な場合にできないという状況になりますし、もしこれが今すぐ実現できないとしても、せめて国庫補助の充実は当然だというように思っています。

ただ、議員御指摘のとおり、このような要件のみではなかなか地域の実態に即さないという点がございます。そのような皆さん方の点も踏まえまして、今回のいろいろな地域の皆さん方、こういう拡大をする中で、できるだけいろいろな皆さん方のニーズにこたえた保険設計、共済設計にしていけるところがございます。

○紙智子君 結局、そういう国庫補助のところについてほとんどことがあつても増やさないといふのが先にあるというのが、どうしてもこういう立場があるといふことが出ていると思うんですね。それで、これはやっぱり国の災害補償に対する

措置法案の問題について質問させていただきま
す。

それで、資源回復計画のための基金造成という
ことなんですが、漁業者が負担する分について国
庫資金が融通されると。これ、重要な事業だとい
うふうに思います。

それで、その基金についてなんですが、漁業者
負担があればこれは全国に広く普及するというふ
うにできないと思うんですね。やっぱり借りたもの
のは返さなきやならないということですから、
やっぱり漁業者負担を軽くして基金設置が進むよ
うにどんな対策を考えているんでしょうか。

○政府参考人(木下寛之君) 水産資源の管理によ
る資源回復の問題でございますけれども、私ども
は、漁業を持続的に成り立たせるための前提でござ
います。その効果は漁業者にも還元されるとい
うふうに考えております。したが
いまして、本来でございますと、漁業者自らが取
り組むべき課題というふうに考えております。こ
れでも個別の漁協単位でこうした取組に自ら努
力してこられるという事例が多数あるわけでござ
います。

今回の資源回復計画でございますけれども、一
漁協の範囲を超えて、あるいは漁業種類の範囲を超
えて、一つの海域で、資源につきまして、それぞ
れ工夫しながら資源回復を図ろうというような
新たな試みでございます。関係する漁業者も非常
に多くございますし、団体も多いということで、
私ども国あるいは県が三分の一ずつ負担をし、漁
業者の皆さん方にも三分の一の負担をお願いをし
ておられるという段階でございます。

○紙智子君 やっぱり資源を回復させていこう

と、確保しようということにはお金が掛かると思
います。

うんですね。例えば、香川県のサワラ流し網なん
かも、結局子供がどんどん網に掛かっちゃって、
それで一時大変な深刻な状況になつたということ
で、それで網目を拡大しようということで、網目
拡大するだけで一億円ですか、すごい規模のお金
が掛かっているわけですよね。それだけじゃなく
て、その間、休漁したりとか、捕れない場合は生
活の補てんなんということも含めて考えなきやな
らないということですから、相当なやっぱりお金
が掛かってくるということだと思うんです。

ですから、今説明されたことももちろんあるわ
けですけれども、それだけだったら、本当に資源
回復したくとも、資金に余裕ある漁協だったらで
きるけど、そうじやないところはなかなか難しく
なるんじゃないかと思うんですね。漁業者負担を
義務化しない仕組みも含めて推進するような対策
をもつと考えてほしいというふうに思つてます。
それで、融資の問題は、確実に返済できるのか
というところがやっぱり問題なわけで、不安なわ
けです。休漁して、禁漁の期間を設けて、輸入に
よつてその間賃路を奪われないだらうかという心
配も出てくる。それから、何年かして資源が回復
が確実にできるのかどうかというふうに言われた
ら、一〇〇%できるという保証があるわけじゃない
のですよね。それから、実際に水揚げが、資源が
入つて水揚げが上がつたとしても、価格がそのと
きどうなかということもあるわけですし、そ
ういう意味では、計画実践前よりも確実に増えるの
かどうかということは、これはやっぱり不透明
な、未知数なわけです。ですから、どんな償還条
件をその場合考えているのか、お聞きしたいと思
います。

○政府参考人(木下寛之君) 今回の資源回復計画
でございますけれども、基本的には試験研究機関
によるますしつかりとした科学的な知見に基づく
ことがございますけれども、基本的には利
用者の皆さん方の理解と納得ということを前提に
して実施をするというものと理解をいたしております。

ます。

その中で、今回お尋ねの基金造成のための条件
でございますけれども、一つは金利、申し上げま
すと、私ども、今後財政当局とも協議をする予定
でございますけれども、現在の金利水準を前提と
ては十五年以内と、そのうち据置期間につきまし
ては五年以内ということを考えております。

○紙智子君 私も提案をしたいわけですから、
水揚げが回復し、やっぱり払えるような状況
でない場合、この返済の猶予ができると、そう
いった弾力的な償還条件ということでお考えいた
だきたいというふうに思います。

大臣、この点も答えていただければ。

○國務大臣(武部勤君) 資源が回復せず償還に困
難を來すような場合は、償還期限の延長とか中間
据置期間の設定等の償還条件の緩和を必要に応じ
て措置することは可能だと、かように思います。
○紙智子君 そういう措置を徹底していただき
て、これはそういうことであります。

次に行きます。

今年、指定漁業の一斉更新の年です。それで、
更新に当たって漁船の小型化を容易にする仕組み
が取られていると思うんですね。北海道では、底
引き船は百二十四トン型が主力です。これは実
は、七〇年代の初頭から、波の荒い千島海域です
とかそれから流水の来る着水海域ですね、こうい
うところでの操業を条件に許可されたものです。
ところが、それが今、沿岸と同じ水域で操業して
いるんですね。小型化を是非してほしいという意
見もたくさん出されているんです。

○政府参考人(木下寛之君) 今回の法律改正によ
りまして、経営改善計画を作り、それを都道府県
知事なし農林水産大臣の認定が必要だというふ
うになるわけでございますけれども、そのようなふ
う。

ます。

御指摘のように、漁船の小型化につきましても、
当然のことながら対象になるというふうに考えて
おります。

○紙智子君 是非それを徹底していただいて、ト
ン数や馬力の削減が進むよう政府としても努力
をしていただきたいと思います。

それから、全国各地で沿岸と沖合漁業者の操業
区域等をめぐつての対立があります。できれば、
これ八月の更新に間に合わせて解決していくと
いうことが水産庁にとつても大変重要な課題では
ないかと思います。

従来、漁業調整は双方の話し合いを行わせて、水
産庁はその場を設定するとということで来たと思い
ますけれども、やはり資源の持続的な利用のため
に、資源の適切な保存やあるいは管理を行政の柱
とするということで水産基本法でも位置付けられ
ておるわけですから、その下で、その立場で
主張により積極的な行政的努力が必要ではない
かと思いますが、この点、大臣、いかがでしょ
うか。

○國務大臣(武部勤君) 委員御指摘のとおり、資
源の適切な保存及び管理を図るということが沿岸
漁業、沖合漁業ともに存続を図っていく上で非常
に重要であります。

本年八月に大臣許可漁業である指定漁業の一斉
更新が行われることになつて、これがあります。

が、これに向けて沿岸漁業と沖合漁業の操業に関
して幾つかの調整問題が提起されることは御
指摘のとおりでございます。

このために、やはり双方の話し合いと合意を基本
とするということが大事だと思います。八月まで

に必要な調整が図られるように農林水産省として
最大限の努力を行うこととしておりますが、ま
た、それまでに調整が整わなかつたものについて
も引き続き一層の努力を継続いたしまして、沖合

漁業者と沿岸漁業者の円滑な操業が確保されるよ
うに、更に最大限努力してまいる所存でございま
す。

ます。

御指摘のように、漁船の小型化につきましても、
当然のことながら対象になるというふうに考えて
おります。

○紙智子君 是非それを徹底していただいて、ト
ン数や馬力の削減が進むよう政府としても努力
をしていただきたいと思います。

それから、全国各地で沿岸と沖合漁業者の操業
区域等をめぐつての対立があります。できれば、
これ八月の更新に間に合わせて解決していくと
いうことが水産庁にとつても大変重要な課題では
ないかと思います。

従来、漁業調整は双方の話し合いを行わせて、水
産庁はその場を設定するとということで来たと思い
ますけれども、やはり資源の持続的な利用のため
に、資源の適切な保存やあるいは管理を行政の柱
とするということで水産基本法でも位置付けられ
ておるわけですから、その下で、その立場で
主張により積極的な行政的努力が必要ではない
かと思いますが、この点、大臣、いかがでしょ
うか。

○國務大臣(武部勤君) 委員御指摘のとおり、資
源の適切な保存及び管理を図るということが沿岸
漁業、沖合漁業ともに存続を図っていく上で非常
に重要であります。

本年八月に大臣許可漁業である指定漁業の一斉
更新が行われることになつて、これがあります。

が、これに向けて沿岸漁業と沖合漁業の操業に関
して幾つかの調整問題が提起されることは御
指摘のとおりでございます。

このために、やはり双方の話し合いと合意を基本
とするということが大事だと思います。八月まで

に必要な調整が図られるように農林水産省として
最大限の努力を行うこととしておりますが、ま
た、それまでに調整が整わなかつたものについて
も引き続き一層の努力を継続いたしまして、沖合

漁業者と沿岸漁業者の円滑な操業が確保されるよ
うに、更に最大限努力してまいる所存でございま
す。

○紙智子君 やはりこの話合いの際にも、水産庁として本当に積極的な姿勢といいますか、立場はこうなんだということを、資源確保の立場からもそのところをはつきりして臨まなければいつまでも平行線になってしまふと思うんですね。そこは改めて対応していただきたいということを最後に述べまして、私の質問を終わらせていただきま

す。

○岩本莊太君 国会改革連絡会の岩本でございま

す。

一昨日に引き続きまして、質問をさしていただきま

す。

一昨日は、食の安全の立場から、私、いわゆる産地表示の問題を質問、いろいろと申し述べさせていただきましたが、今日の議論いろいろございまして、私は、顔の見える関係にあれば確保できるのかなというような気がするんですが、どうも水産物の場合必ずしもそれだけじゃないというようなことが分かつておりまして、残念なことで、これが信頼関係がないとやっぱり同じ国の国民としては恥ずかしい関係があるわけですから、残念なことにしてこれあるということも分かりまして、こういうことになりますと、やっぱり最後は、何といいますか、薬事法とまではいきませんけれども、かなり品質表示で食の安全をしなきゃいけないようなります。時代になつちやうのかなというような危惧がございまして、この辺、先ほどいろいろ御議論ありましたが、農産物なんかは、最近聞く話によりましたので私は質問という形は取りませんけれども、よろしくこの辺の問題を今の検討の中です。いろいろお考へいただきたいと思っております。

ちなんに農産物なんかは、最近聞く話によりますと、逆に、例えば品質といいますか、例えば無農薬、化学肥料ですか、こういうものを使っていないという、今、自然農法ですか、そういうものを表示しておりますけれども、非常にあいまいおりまして、もっとちゃんときっちりとやってもら

えばそれに基づいて生産をすると。そうすれば外國の農産品なんかとの差別が非常に付きやすいと、いうような話をございまして、ひとつ、これはその関係の局呼んでおりませんけれども、今は農林省に対しましては大臣に情報を集中させるのが一番いいんじゃないかと、こう思いました、ひとつ申し述べさせていただきました。

さて、資源管理型漁業、これは今回、今回とい

いますか最近、私の知る限りではもう十年も前から

うこういう声があつて、昨年の基本法ですか、そ

ういうものから法律に基づく具体的な格好を取つ

てきたと思うんですが、どうも、よくこの資源管

理型漁業というのをつらつら考えてみますと、ど

うも分からぬ面がございまして、それで昨日ひ

とつ全体的な像といいますか、そういうものをお

聞きしたわけですから、資源管理といつてか

らいえば、昔から例えばアユの解禁の時期なんか

も、あれも一つの資源管理だと思うんですけれど

も、こういう水産物というのはそういう管理をし

なくちやいけないというのは分かつていて、それ

がいろいろと漁獲量が増えたとかそういうことか

ら、はつきり資源型漁業というのを導入という線

が出てきたんだと思つております。それで、いろ

いろと昨日もお話しいろいろ水産庁の職員の方々

からお聞きしたんですけど、じゃ何をするの

かといふとなかなかよく分からぬ。

〔委員長退席、理事田中直紀君着席〕

ということは、大きな道筋で、やっぱり漁業、これは漁業に限らないんでしょうけれども、やっぱり自然環境といいますか、自然の資源、これの要するに維持保全をしながら、そして国民の生活といいますか、これは消費者、生産者の維持といいますか、こういうことが大きなやはり、世の中の仕事というのは大体それが大きな目的になると、思つてます。特に漁業に限れば、非常に生産者の重要性が高まつたということありますし、我が國周辺の水産資源が減少し低迷する傾向にあるこ

とから資源の安定的利用の必要性が強く認識され、移行に伴いまして相対的に我が国周辺水域の問題についても、昭和五十年代は、二百海里体制へ

の移行に伴いまして、水産資源の資源管理という問題についても、昭和五十年代は、二百海里体制へ

こうした中で、六十三年度から漁業者による自主的な資源管理への取組を支援してきたところでございますが、平成八年度からは、国連海洋法条約の締結を契機に、いわゆるTAC制度、漁獲可

能量制度を導入してきたわけでございます。さら

に、平成十三年度からTAE制度、漁獲努力可能

量制度の創設をいたしまして、資源回復計画の策

定を進めているところでございまして、私は非常

に、今、岩本先生の提起というのは奥深い問題があ

る、今日的な課題として非常に奥深い問題があ

ると、このように思います。

〔理事田中直紀君退席、委員長着席〕

小川先生の御指摘もそうですが、谷林先生の御

指摘もそうですし、単に漁獲量を、資源を育て、資源に見合う操業秩序を確立するという、そういう

ことだけではない。むしろ、漁場を改善すると

いうことが消費者のためでもある、環境のいいと

ころで漁業が営まれると。そういう意味では、生

産者と消費者の間に顔の見える関係というの

で、ちょっと質問があれですね、基本的な目的と

管理型漁業の中でどのように、これは生産者に対

してどのように持つていくかと思われているの

ですが、そういう中で、昨日もちょっとお聞きし

ましたけれども、生産者に対してはいわゆる資源

海里体制でいわゆる遠洋漁業なんかは漁場が変化

したというようなことを一つ言つておられます

し、それから、生産量が非常に低下している、あ

るいは漁業者も減つていて、そういうものを背

景としてやつていくというようなお話をあつたん

ですが、そういう中で、昨日もちょっとお聞きし

ましたけれども、生産者に対してはいわゆる資源

量制度の創設をいたしまして、資源回復計画の策

定を進めているところでございまして、私は非常

の資源管理の問題につきましてもまだ新たな問題意識というものを持って取り組まなきやならないのではないかと、かように考へてゐるところでござります。

○岩本莊太君 農林大臣からそのようなお言葉を伺いまして、是非ともそういうお気持ちでやつていただきたいと思うんですが、具体的に、その中で私、具体的にどういう関係があるか、問題があるかということでおつと私なりに拾い上げてみたんですが、一つは、先ほどからひとついろんなこの関連質問が出ておりますけれども、今、先ほ
こ言いまことにようこそ、資源管理型漁業に着手する

○政府参考人(木下寛之君) 今回の資源回復計画でござりますけれども、その資源回復計画の内容といたしましては、減船なり休漁等の措置が必要だというふうに考えております。したがいまして、先ほど御説明申し上げました国あるいは都道府県、漁業者の基金により造成した資金から、例えは休漁に対する助成、それから漁具の改良等の掛かり増し経費に対する助成等々につきまして予定をいたしております。

○岩本祐太君 ですか
それは痛みですよね、今までどおりやれればよ
かつたわけですから。だからその辺の、何とい
ますか、漁業者が当面遭遇する困難といいます
か、そういう問題についてつかつと心をしてい

これは、先ほどから資源管理しないんじやない
けれども、そこに行くまでの間の問題があると思
うんですよね。

かという説もあるようですが、私の経験では、しないのもありますけれども、するやつがかなりあるというように思っていますから、そういう心配はしないんですけども、ただ、そこには至るまではやはり漁業者に相当な負担が掛かるんじゃないのかと。これは、漁業者個人の仕事だから

しようがないじゃないかと言つたら身もふたもない話でして、それだったら、そんなことを言うんだつたら水産庁は要らないんじゃないかという話になつちゃうわけですから、やつぱり水産庁とし

でもしつかりその辺を考えなきやいけないと思う
んですねけれども、

先ほどとも 漁具の改良に対して三分の一すここの負担を出してやると。あれは大麥結構だと思いますけれども、あれは決して所得は上がらないですね。だから、したがつて、将来を見越して漁業者の方々も協力してそういう状態に持つていこうと。しかしこうして生活をどうするか。これ、何か聞くところによると、先ほどの基金で休業補償と

か、太平洋ですと沖合性のカレイ類資源、あるいは伊勢湾の小型底引き等々につきまして、このようないいふ委員会の場でいろいろと意見調整をしながら、具体的な資源管理の計画を定めていきたいと

いふうに考えております。

も、みんな六十歳より上の方ばかりなんですね。したがつて、日本の戦後の漁業をずっと、ある意味では戦後の漁業をずっと見てこられたといううえで、日本の方は資源回復より速いですねといふとを言えるんですけれども、その本を読んでおりますと、いろんなことを書いてあります、現場の声としてですね。

中には、漁具の開発と資源の追い掛けっこですが、漁具開発の方が資源回復より速いですねといふような、こんな記述があるんですね。これは本当かうそか知りませんよ。知らないけれども、いわゆる資源管理をすることと、こういう漁具とか漁船とか、漁船にしても私はよく分からぬいのは、魚舟のへんに、うつまほんかうな、

漁船の「一ノ糸」と「二ノ糸」の間に「三ノ糸」がないけれども、農林省許可が多いんですね。けれども、いろんな許可をされますよね、漁船の。そういうときに、資源管理ということを当然考えなきゃいけないと思うんですけれども、そういう漁具や漁船とかそちらの改良、これは便利になつた方がそれは当然いいんでしょうけれども、資源管理を言うからにはそちらとの関係をしつつ

りと把握しておかなければいかぬと、こう思うんですけれども、その辺は水産庁どうですか。

のとおり、総体としますと、漁獲能力が向上する方と、ある意味では資源管理に逆の影響を与えるというふうに思つております。したがいまして、このような漁獲能力の

向上がそのまま全体として漁獲圧力の増大につながらないよう、私ども、漁業許可数の削減による漁獲量の抑制(漁獲量の減少)によって、魚種の生息環境を守ることを目的としています。

は漁獲努力量の設定としよしな方法で、漁獲力が資源に対し過大とならないよう適切な管理を行つてゐるところでございります。

大臣許可漁業の一斉更新でございますけれども、前回に比べまして、許可隻数の総枠につきまして大体二割程度削減するということにしたいといふことなりに、今年八月一日に予定されておりま

か、太平洋ですと沖合性のカレイ類資源、あるいは伊勢湾の小型底引き等々につきまして、このようないいふうに考えております。

○岩本莊太君　それと、これ、昔よく聞いたんですけども、幾ら国内で資源管理しても、違法操業になるのかもしれませんけれども、外国船が近づいて自分らが捕らないで育てているときに捕られちゃうというような話をよく聞いたんですが、最近お話を聞きますと、それは二百海里体制になつてそういうことはだんだん少なくなったといふふうに思ひます。

○政府参考人(木下寛之君) 日本海を含めまして、我が國の排他的經濟水域の中での韓国ないし中国の漁船でござります。日韓それから日中漁業協定に基づきまして、水産資源の状況、それから我が国の漁業者の意見を踏まえまして、それぞれ韓国それから中国と交渉の上、操業条件を定めます。

めております。

例えば、韓國漁船につきまして御紹介申し上げますと、本年は、日本海なり東海水域での巻網、イカ釣り等五つの漁業種類に対しまして、千百十九隻、七万二千トンの操業を認めておるという状況でございますし、また中国に対しまして

は、日本海におきまして、イカ釣りでござりますが、八十七隻 六千百三十トンの操業を認めていたるというような状況でございます。

きないんですけど、おいおいこういう問題はまたいろいろと聞かしながらもaidaみたいと思つております。で、一つを魚類管理についての魚類、魚上から見て、

次は、この資源管理としむる漁具・漁法あるいは漁船ですか、これが一方で非常に改良が進んでおりますよね。私、先日、たまたま本屋で見付

けた「聞き書き にっぽんの漁師」というんですね。か、これはルボ風にまとめてあるんですねけれども、日本全国の十三の漁師、残念なことに皆さん漁師さん、残念と言つてはおかしいですけれど

も、みんな六十歳より上の方ばかりなんですね。したがって、日本の戦後の漁業をずっと、ある意味では戦後の漁業をずっと見てこられたというふうとを言えるんですけども、その本を読んでおり

ますと、いろんなことを書いてあります、現場の声としてですね。

中には、漁具の開発と資源の追い掛けっこでが、漁具開発の方が資源回復より速いですねといふような、こんな記述があるんですね。これは本当かうそか知りませんよ。知らないけれども、いわゆる資源管理をすることと、こういう漁具とか漁船とか、漁船にしても私はよく分からぬいの

ふうに考えております。

○岩本莊太君 同じよう、前に御紹介したらよ
かつたですけれども、魚が減った一番の原因は乱
獲だということですね。その乱獲は、一つには船が
多過ぎることが第一だ、それから魚がよく掛かる
織維の網ですか、そういうものが開発される、さ
らに環境の悪化だと。こんなことを指摘されてい
るわけでございまして、したがつて、非常に私
は、ある意味では、漁具とかそういうものがこの
資源管理漁業に対する大きな一つのネックと言つ
てはおかしいけれども、大きな関係が出てくると
いう気がいたします。

それと同時に、これと直接関係ないんでしようけれども、この本にやはり書いてあるんですけれども、昔はあれですね、漁師さんはよく出稼ぎをされた、出稼ぎによって資源管理をやつたというようなことも書かれておりまして、その辺もひとつ検討の対象になるんじゃないかなというような感じがするわけです。それは意見として申し述べるだけにしておきますが。

それと、この資源管理とはまた別に、大きな問

題で後継者問題ありますね。後継者問題、農業なんかは割と、もう大変と言えばすぐ後に見付けて、どうにか方策を立てなきやいかぬということですが、さっきの引用からもお分かりいただけるように、船が多過ぎるというようなことは、逆に言えばそれほど後継者は要らないんじゃないかなというようなことにもつながつてくるんじやないかと思うんですね。したがって、水産というか漁業の場合の後継者問題というのはちょっと農業とは違う。必ずしももう今の人々の数を、漁業者の数をそのまま確保すればいいというものでもないんじやないかなというような感じがいたしますし、事実、新しい船を買うとか新しい装備をして新しくやっていこうという声がなかなか聞こえない。これは資源ばかりの問題じゃなくて、今言いましたように、いろいろな面からそういうようなところ方ができると思いますし、私も事実、必ずしも、効率的になつたらそんなにたくさんいなく

てもいいんじゃないかと、資源の量は限られているわけですからね、というようなふうに感じるんですが、この後継者、いわゆる漁業における後継者問題というのは農林省としてはどんなふうに把握されておられるか、ちょっと御答弁をお願いしたいと思います。

○國務大臣(武部勤君) 非常に難しい問題だと思いますが、しかし漁民とか漁業者という言葉だけでは漁業の後継者というものは規定できなくなつてきていると思いますね。先ほども議論ありましたが、やはり水産業という幅広い、一つの漁業を中心とする産業について、どううつむつと行なふべき

心とする産業として、そういう考え方を必要になつてくるんだろうと思います。

うんです。それは、やつぱり人間生態系、自然生態系はサイクルがありますね。ですから、今、先生がおっしゃるように、もう漁獲能力さえあれば後継者は要らないんじやないかというふうには割り切れないと思うんです。

やはり今後、漁港だと漁場だと漁村というのを一体的に整備するということによつて、都市に住んでる人々にも海の恩恵が受けられるような新しい分野と可能性というのを切り開いていく必要があるんだろうと思いまして、そういう意味で、私は、若い担い手というものが海を通じて活躍する、そういうハード、ソフト両面からの支援策というものをしつかりやつていきたい、こう思つておりますし、やはり今後とも、若い担い手というものが海を通じて、海だけじゃありません、川もありましようし、内水面もあるかもしけません、そういうたった確保というものは必要なんだという前提で様々な施策に取り組んでいきたい

と、このように考へております。
○岩本莊太君 今の後繼者問題でもう一つ、簡単
に一つだけ御紹介しておきますけれども、この漁
業者の方ですね。問題は若い者に暇があり過ぎる
んやと、これは関西弁ですけれども。「大体、出
魚はひと月に十二日くらゐ。金は多く言

た。『ううん、今度はおまえの手で仕事だよ』と、金はさくさく言つた。『ううん、金はさくさく』と、大体お金はあるわけですね。『生活にこまりはせん。とにかく暇なんや。十二日しか漁に出んし、冬はそれが五日か一週間やろ。若いもんは暇だからって、寝てはおらんからなあ。車だろ、パチンコ。町へ出かける

それで、どうしたてある程度は金が要るわ。それであれ、「若いもんはもたんのや」と。こういう表現がある。一つの、僕は一つの見方だと思うんですけれども。

それで今、大臣言われたように、私も、そういう能力が上がったからといって漁村をどうしなきやいかぬかということは見なきやいかぬ。これは中山間、農業の場合の中山間も一緒で、ようけれども、実際にそれをやっている人は減つても、そういう社会をどうやって維持するか、これは私

も私なりにいろいろ考へがござりますけれども、今日は時間がなくなりましたのでそこまでは踏み込みませんけれども、そういう漁村をどうするか、地域社会をどうするか。農業、漁業という、そういう産業ということじやなくて、農村、漁村という、そちらに視点を向けてやっていただきたいと、こうお願いしまして、質問を終わります。

○中村敦夫君 まず、水産庁長官に連続して質問したいと思いますけれども、水産庁が行っています一九九九年度、二〇〇〇年度の魚介類ダイオキシン類の実態調査結果というのは、これは、先ほどこれに関連して小川委員も質問しましたが、私のところでも資料を要求したものであります。

それで、小川委員の質問に対しても、長官の答えでちょっと分かりにくい点がありましたので、お聞きしたいと思いますけれども、一九九九年に調査して、ダイオキシン濃度の高かつた魚介類について次の年にはやつてないんじやないかという質

問がありましたね。やつていないのであるいはやつたのかということだつたら、やつてているという話になりました。それは後で報告するという話なんですね。これは非常に奇妙ですね。なぜ、やつたんだつたらばちゃんと公表しなかつたのか

○政府参考人(木下寛之君) 一九九九年から四年の計画で、日本の国民が食べている魚介類百種類程度、検体数で四百検体ということで進めてきておるところをございます。

御案内のとおり、一部の魚種につきましてはダ

イオキシンの濃度が高く出ているという状況でございますけれども、私ども、冒頭に申し上げましたのは、十一年から四年計画で全体として四百検体の調査をしているところでございます。

○中村敦夫君 今聞いたのは、魚介類の濃度が高いものを次の年には調べていないと、要するに公表していないんですね。それは、調べてなかつたんなら公表できないんだけれども、調べていたと、後で報告すると言つたわけですよ。だったら、なぜ最初から公表してはないのかといふ質問なん

○政府参考人(木下寛之君) 今回の調査はダイオキシンの濃度の調査でございます。冒頭ありまして、どういったような高濃度につきまして、私どもは、どういふつめカニズムでその蓄積が行われたかという点について調査を実施をしているというふうにお答えしたところでございます。

(中村敦夫君 私、日本語で聞いてるんですよ。簡単な話をしているんですよ。なぜそれが答えられないんですか。

)政府参考人(木下寛之君) 繰り返して恐縮でございますけれども、具体的な濃度の調査は実施をしたわけでござりますけれども、そのような高濃度の水産物がどういうメカニズムでこのような高濃度になつたのかと、そういうメカニズムにつきまして調査をしているというところでございま

何をしてきたのか。つまり、漁民や水産資源保護の観点から、省内あるいは他省庁に対してもどのような働き掛けを行つてきているんですか。

○政府参考人(木下寛之君) 水産庁におきましては、ダムなどの事業計画の策定段階において、他省庁あるいは省内も含めまして、事業者などから協議を受けております。周辺漁業関係者の調整なり水産関係施策や漁場環境への影響等について、他省庁あるいは省内も含めまして、事業者なきまして確認をし、必要に応じまして水産動植物の生育環境に配慮するよう求めているところでござります。そのような点を含めまして、関係府省へ要請を行つてきていたりという段階でございます。

合には漁民の声を封じる仕事までやつてゐると。大変にきついそういう評価がどうやら一般的なようなんですね。

では、中央省厅の縦割りの問題だけじゃなくて、地方分権というそういう考え方を取り入れていかなきやいけないんじやないかと、このように思います。

ところでございます。
したがいまして、私ども、このような水産基本
法に掲げられている二つの理念を的確に達成して

合には漁民の声を封じる仕事までやつてゐると。大変にきついそういう評価がどうやら一般的なようなんですね。

水産庁は、そうした公共事業によって漁場が汚染され、漁民が困るという一つの大きな構図があるんですよ、それで要請していくと言ううけれども、しかし、おのずと限界があるというのでは何の役割も果たしていないということになるんじやないですか。もう少ししつかりと自分たちの立場というものを主張して問題を解決していくというような姿勢はないんですか。

○政府参考人(木下寛之君) 私ども、今後の日本の漁業の基本計画を策定したところでございます

では、中央省厅の縦割りの問題だけじゃなくて、地方分権というそういう考え方を取り入れていかなきやいけないんじやないかと、このように思います。

ところでございます。
したがいまして、私ども、このような水産基本
法に掲げられている二つの理念を的確に達成して

もどより、水産庁といいたしましては、それぞれ各省がそれぞれの所掌の範囲内で実施をしているという事業でございます。率直に申し上げまして、調整権限を有してないところでござい

○中村敦夫君 最初から限界があると認識しているんじや、これは何も進まないんじやないかなというふうに思いますけれどもね。

水産庁という役所についていろいろ関係者から聞いてみましたら、一般職員なんかも水産大学出身者で大変海が好きだ、魚が好きだ、そして良心的に仕事をしている人が大変多いということですね。しかしながら、専門家とか水産関係の人々に水産庁という役所全体についての感想を求める、非常に評判が悪いんです。

ある人はこういふことを言つています。特に水産庁とほかの行政機関との関係ということについて、縦割り、下請、露払い、こういふ言葉を言ってやゆし、あるいは切り捨てているわけですね。つまり、縦割りというのは、もうとにかく自分の親省庁にもほかの省庁にも何にもの物が言えないと。下請というのは、ほかの省庁だとか公的機関だとが漁場を汚染したときに、とにかく漁業振興策だけやつてある下請だと、こういふことなんです。露払いというのは何かといふと、ひどい場

けれども、そのような漁業となるよう、今後とも、漁業への影響について意見を提出するなど、最大限の努力を払っていきたいというふうに考えております。

○中村敦夫君 そういう一般的な話ではなくて、やつぱりもう何というんですか、水産庁はこんなものだと、全体として。働いている人たちは本当に何かやりたいと思っても、その意欲が生かされていらない官庁だと。これは官庁じやなくて盲腸だと言っている人もいるんですよ。

どうですか、水産庁を見て、農林大臣。

○國務大臣(武部勤君) 水産庁としましても、括的に考えて、農林水産省といたしましても重大な転機だと、私はこう認識しております。でありますから、私どもは消費者に軸足を置いて水産行政を変えるという決意表明をしているわけでござります。

水産庁としての基本理念といいますか資源の適切な保存とか管理とかいう漁場環境の保全・改善や魚介類の安全性の確保とか意欲のある担い手の確保育成と経営の安定と、こういった崇高な理念に基づいてこれまでも努力はしてきたていると思うんですけども、今後は私は率直に申し上げまして、私も地方議会議員やつっていましたから、もう水産庁まで行かなければ問題解決できるのになと思うことも間々ありましたね。そういう意味

○中村敦夫君 前回も今回も農水委員になつて初めて水産府長官の答弁をまともに聞いているわけですけれども、その答弁を聞けば聞くほど、どうしても水産庁というものの存在意義というものの疑問を感じざるを得ないんですね。
要するに、水産庁の最も死守しなきやいけない目的というのは、漁民の生活と権利を支えること、それから豊かな漁場を守ること、安全な魚介類の供給を確保することという物すごい大きな役割があるわけですよ。ところが、農水委員になつて関係者からいろいろな声が届きますけれども、漁業権だとかそういうもうもろの漁民の権利が侵されている、それから漁場が公共事業の汚染で破壊されている、そして魚介類がかなり汚染されているという、そういう事実ばかりで、この大きな目的の遂行に水産庁が本来の役割を実質的に果たしているのかどうかということが大変疑問に思ふん

長官自身、こういうことに対しても、水産行政に関する哲学というものはおありでしようか。
○政府参考人(木下寛之君) 私ども、水産業を活力ある産業として発展をさせたい、あるいは国民に対して、安全で新鮮な水産物を安定的に供給していくというのが私ども水産庁の責務だというふうに考えております。水産基本法の中でも、水産物の安定供給の確保、水産業の健全な発展というと

論で語られるだけでは、私は、國民も納得しないし、漁業関係者も納得しないんじゃないかななど。水産庁は何をやつていいかというと、「おさかな天国」の曲を作つたということしか何か一般の人は思い浮かばないというようなのが現実であります。

質問はちょっと変わりますが、大臣にお聞きしたいんです。

私は、新たに設置する食品安全機関について、公正取引委員会のように、その時々の政権や他省庁、業界などから独立性を保つたものができるべきだというふうに考えておるんですね。新たな食品安全行政を検討するに当たり、新組織は独立性の高い合議制の行政機関として内閣府に設置すべきであるというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

る調査検討委員会の御提言でも、やつぱり独立性、一貫性という、そういう御提案でございま
す。私も、先ほど来ダイオキシンの問題の議論も
含めまして、やっぱり専門的に科学的につき合
うリスク分析に基づく評価ができるような、そ
ういう独立したもののがます必要だという認識でござい
ます。しかし、今、五日に関係閣僚会議が設置さ
れまして、そこで六月中を目途に議論することに
なつておりますので、その場では私としてはその

三

ような主張を申し上げたいと、こう思つておるわけでございまして、更に検討を進めていきたい

ものであります。

よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

合議制の行政機関として内閣府に設置するという考へもあるということをこの関係閣僚会議では是非発言していただきたいと思います。

系統内でルールや目標を決め、民主的に徹底することは当然です。しかし、信用事業担当常勤勤務の必要性、最低出資金の一億円への引き上げ、その

〔賛成者挙手〕
○委員長(常田享詳君) 全会一致と認めます。
よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決
すべきものと認めた。

○委員長(常田亮詳君) 他に御発言もないようですが、ごぞいますので、四案に対する質疑は終局したも

ほか貯金規模や職員数など、自主ルールで定める
信用事業実施要件を上回っている漁協は全国で少
数です。したがって、本法によつて、多くの漁協
が生じます。言ひますと、必ずしも。

のと認めます。

ほか貯金規模や職員数など、自らルールで定める信用事業実施要件を上回っている漁協は全国で少數です。したがって、本法によって、多くの漁協は無理やり合併や信用事業譲渡を迫られます。百姓を重んずべき漁協系統機関への対応として

○委員長(常田享詳君)　この際、委員の異動について御報告いたします。

ほか貯金規模や職員数など、自上ルールで定める
信用事業実施要件を上回っている漁協は全国で少
数です。したがって、本法によって、多くの漁協
は無理やり合併や信用事業譲渡を迫られます。自
主性を重んずべき漁協系統機関への対応として
大きな疑義を持たざるを得ません。

れ、その補欠として山本香苗君及び仲道俊哉君が選任されました。

ほか貯金規模や職員数など、自らルールで定める信用事業実施要件を上回っている漁協は全国で少數です。したがって、本法によって、多くの漁協は無理やり合併や信用事業譲渡を迫られます。自主性を重んずべき漁協系統機関への対応として大きな疑義を持たざるを得ません。

最後に、これらの施策がペイオフに備えるという理由で合理化されています。しかし、漁業者に負担を押し付け、規模拡大・体制整備によって本当に信用事業の安定が図られるのでしょうか。魚価

○委員長(常田享詳君) これより四案について討論に入ります。

ほか貯金規模や職員数など、自主ルールで定める
信用事業実施要件を上回っている漁協は全国で少
数です。したがって、本法によって、多くの漁協
は無理やり合併や信用事業譲渡を迫られます。自
主性を重んずべき漁協系統機関への対応として
大きな疑義を持たざるを得ません。

最後に、これらの施策がペイオフに備えるとい
う理由で合理化されています。しかし、漁業者に
負担を押し付け、規模拡大・体制整備によつて貢
に信用事業の安定が図られるのでしょうか。魚種
の安定や経営支援など、政府の政策の転換、漁業
者本位の民主的運営こそ重要であることを指摘
し、反対討論をいたします。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

ほか貯金規模や職員数など、自主ルールで定める
信用事業実施要件を上回っている漁協は全国で少
数です。したがって、本法によって、多くの漁協
は無理やり合併や信用事業譲渡を迫られます。自
主性を重んずべき漁協系統機関への対応として
大きな疑義を持たざるを得ません。

最後に、これらの施策がペイオフに備えるとい
う理由で合理化されています。しかし、漁業者に
負担を押し付け、規模拡大・体制整備によって直
接的に信用事業の安定が図られるのでしょうか。魚価の
安定や経営支援など、政府の政策の転換、漁業
者本位の民主的運営こそ重要なことを指摘
し、反対討論いたします。

○委員長（常田亮詳君） 他に御意見もないようで
すから、討論は終局したものと認めます。
これより四案の採決に入ります。

私は、日本共産党を代表しまして、四案のうち水産業協同組合法等の一部を改正する法律案についてお手元に持参いたします。

ほか貯金規模や職員数など、自らルールで定める
信用事業実施要件を上回っている漁協は全国で少
数です。したがって、本法によって、多くの漁協
は無理やり合併や信用事業譲渡を迫られます。自
主性を重んずべき漁協系統機関への対応として
大きな疑義を持たざるを得ません。

最後に、これらの施策がペイオフに備えるとい
う理由で合理化されています。しかし、漁業者に
負担を押し付け、規模拡大・体制整備によって直
接的に信用事業の安定が図られるのでしょうか。魚価
の安定や経営支援など、政府の政策の転換、漁業
者本位の民主的運営こそ重要であることを指摘
し、反対討論といたします。

○委員長（常田享詳君） 他に御意見もないようだ
すから、討論は終局したものと認めます。

これより四案の採決に入ります。

漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する計
律案に賛成の方の挙手を願います。

して反対の言語を行します。
反対の第一の理由は、農林中金等が定めた自己ルールが本法によつて法的権限を持ち、信漁連漁協に大きな負担を押し付けることになるからです。

ほか貯金規模や職員数など、自主ルールで定める
信用事業実施要件を上回っている漁協は全国で少
数です。したがって、本法によって、多くの漁協
は無理やり合併や信用事業譲渡を迫られます。自
主性を重んずべき漁協系統機関への対応として
大きな疑義を持たざるを得ません。

最後に、これらの施策がペイオフに備えるとい
う理由で合理化されています。しかし、漁業者に
負担を押し付け、規模拡大・体制整備によって直
接的に信用事業の安定が図られるのでしょうか。魚価
の安定や経営支援など、政府の政策の転換、漁業
者本位の民主的運営こそ重要なことを指摘
し、反対討論といたします。

○委員長(常田享詳君) 他に御意見もないようだ
すから、討論は終局したものと認めます。

これより四案の採決に入ります。

漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する計
律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(常田享詳君) 全会一致と認めます
よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決
すべきものと決定いたしました。

次に、水産業協同組合法等の一部を改正する計
律案に賛成の方の挙手を願います。

政府は、基本的に、一般銀行と同一の系統金鑑機関に対する検査マニュアルの見直しをしようとしている。その指導によると後へ資産調査

信用事業実施要件を上回っている漁協は全国で少數です。したがって、本法によって、多くの漁協は無理やり合併や信用事業譲渡を迫られます。自生性を重んずべき漁協系統機関への対応として大きな疑義を持たざるを得ません。

最後に、これらの施策がペイオフに備えるという理由で合理化されています。しかし、漁業者に負担を押し付け、規模拡大・体制整備によって直に信用事業の安定が図られるのでしょうか。魚価の安定や経営支援など、政府の政策の転換、漁業者本位の「民主的運営」こそ重要であることを指摘し、反対討論といたします。

○委員長（常田享詳君） 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより四案の採決に入ります。

漁業再建築特別措置法等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（常田享詳君） 全会一致と認めます

よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、水産業協同組合法等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

より、今後、一層自己資本比率の引上げ、リストラや融資の制限、不良債権の処理が徹底されることは必至です。こうした経営改善や合併等、組織再編ができるないところは、業務の廃止さえ要求されています。本法が、漁業生産のための信用事業という特性を無視する施策になると強く危惧す

○委員長（常田享詳君） 全会一致と認めます
〔賛成者挙手〕

○委員長（常田享詳君） 多数と認めます。よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、水産業協同組合法等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

次に、漁業災害補償法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長（常田享詳君） 多数と認めます。よって、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、これらの施策がペイオフに備えるという理由で合理化されています。しかし、漁業者に負担を押し付け、規模拡大・体制整備によって貞に信用事業の安定が図られるのでしょうか。魚価の安定や経営支援など、政府の政策の転換、漁業者本位の民主的運営こそ重要であることを指摘し、反対討論といたします。

○委員長（常田享詳君） 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。
これより四案の採決に入ります。

漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。